

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※ 市長提出議案目錄 ※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案番号	件 名	頁	摘 要
報11	専決処分したものの承認を求めることについて	3	
(専10)	令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）	5	
(専11)	令和5年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）	23	
報12	令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	37	
	（監査委員の意見書）	39	
報13	放棄した債権の報告について（介護保険事業特別会計）	57	
報14	放棄した債権の報告について（水道事業会計）	61	
76	物件購入契約の締結について	65	無停電電源装置
77	公立豊岡病院組合規約の変更について	67	
78	工事請負変更契約の締結について	73	豊岡市立総合体育館長 寿命化改修建築工事
79	市道路線の変更について	77	市道風早線
80	豊岡市立城崎文芸館の指定管理者の変更について	83	
81	豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の指定管理者の変更について	87	
82	令和4年度豊岡市水道事業剰余金の処分について	91	
83	令和4年度豊岡市下水道事業剰余金の処分について	93	
84	豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市企業職員の給与の種類 及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	95	
85	豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定 について	101	
86	豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制 定について	111	
87	豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例制定について	117	
88	豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例制定について	123	
89	豊岡市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について	129	
90	豊岡市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例制定について	135	
91	豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	141	
92	豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制 定について	155	

議案番号	件 名	頁	摘 要
93	令和５年度豊岡市一般会計補正予算（第５号）	161	
94	令和５年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）	247	
95	令和５年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）	269	
96	令和５年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	285	
97	令和５年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	301	
98	令和５年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第１号）	321	
99	令和５年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第１号）	341	
100	令和５年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第２号）	355	
101	令和５年度豊岡市水道事業会計補正予算（第１号）	369	
102	令和４年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について	381	
103	令和４年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	383	
104	令和４年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について	385	
105	令和４年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	387	
106	令和４年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	389	
107	令和４年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	391	
108	令和４年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について	393	
109	令和４年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	395	
110	令和４年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	397	
111	令和４年度豊岡市水道事業会計決算の認定について	399	
112	令和４年度豊岡市下水道事業会計決算の認定について	401	
	（主要な施策の成果を説明する書類）一般会計・特別会計		102～110号議案関係
	（監査委員の意見書）一般会計・特別会計		102～110号議案関係
	（監査委員の意見書）公営企業会計		111～112号議案関係
	（決算書）一般会計・特別会計		102～110号議案関係
	（決算書）公営企業会計		111～112号議案関係

報告第 11 号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- 1 令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 令和 5 年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

専決第10号

令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,753千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,966,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年8月15日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 分担金及び負担金		186,523	230	186,753
	1. 分 担 金	4,216	230	4,446
16. 国庫支出金		5,500,524	4,000	5,504,524
	1. 国 庫 負 担 金	2,775,879	4,000	2,779,879
17. 県 支 出 金		3,240,246	15,333	3,255,579
	2. 県 補 助 金	1,231,951	15,333	1,247,284
21. 繰 越 金		1	43,790	43,791
	1. 繰 越 金	1	43,790	43,791
23. 市 債		3,436,000	9,400	3,445,400
	1. 市 債	3,436,000	9,400	3,445,400
歳 入 合 計		47,893,951	72,753	47,966,704

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 農 林 水 産 業 費		1, 776, 522	24, 000	1, 800, 522
	2. 林 業 費	339, 443	23, 000	362, 443
	3. 水 産 業 費	25, 164	1, 000	26, 164
8. 土 木 費		5, 097, 331	22, 500	5, 119, 831
	1. 土 木 管 理 費	356, 783	22, 500	379, 283
10. 教 育 費		5, 429, 289	253	5, 429, 542
	6. 保 健 体 育 費	1, 391, 997	253	1, 392, 250
11. 災 害 復 旧 費		0	26, 000	26, 000
	1. 農林水産業施設災害復旧費	0	5, 000	5, 000
	2. 公共土木施設災害復旧費	0	21, 000	21, 000
歳 出 合 計		47, 893, 951	72, 753	47, 966, 704

第 2 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧 事 業 費 〔 公 共 土 木 施 設 〕	2,000 〔 2,000 〕	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り	当 初 予 算 記 載 の と お り
計	2,000			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
治 山 事 業 費 〔 林 地 崩 壊 対 策 事 業 〕	178,400 〔 178,400 〕	185,800 〔 185,800 〕
計	3,436,000	3,443,400

令和５年度豊岡市一般会計
補正予算（第４号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金	186,523	230	186,753
16. 国庫支出金	5,500,524	4,000	5,504,524
17. 県支出金	3,240,246	15,333	3,255,579
21. 繰越金	1	43,790	43,791
23. 市債	3,436,000	9,400	3,445,400
歳入合計	47,893,951	72,753	47,966,704

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 農 林 水 産 業 費	1,776,522	24,000	1,800,522
8. 土 木 費	5,097,331	22,500	5,119,831
10. 教 育 費	5,429,289	253	5,429,542
11. 災 害 復 旧 費	0	26,000	26,000
歳 出 合 計	47,893,951	72,753	47,966,704

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
15,333	7,400	230	1,037
			22,500
			253
4,000	2,000		20,000
19,333	9,400	230	43,790

2. 歳 入

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 農 林 水 産 業 費 分 担 金	2,346	230	2,576
計	4,216	230	4,446

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10. 災 害 復 旧 費 国 庫 負 担 金	0	4,000	4,000
計	2,775,879	4,000	2,779,879

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	661,897	15,333	677,230
計	1,231,951	15,333	1,247,284

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 繰 越 金	1	43,790	43,791
計	1	43,790	43,791

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 農 林 水 産 業 債	304,500	7,400	311,900
11. 災 害 復 旧 債	0	2,000	2,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 林 業 費 分 担 金	230	治山事業費分担金 230

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 公共土木施設災害復 旧 費 負 担 金	4,000	公共土木施設災害復旧費負担金 4,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 林 業 費 補 助 金	15,333	治山事業費補助金 15,333

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前 年 度 繰 越 金	43,790	前年度繰越金 43,790

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 林 業 債	7,400	治山事業債 7,400 林地崩壊対策事業 7,400
2. 公共土木施設災害復 旧 債	2,000	補助災害復旧事業債 2,000 公共土木施設 2,000

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
計	3,436,000	9,400	3,445,400

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

3. 歳 出

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 林 業 振 興 費	294,038	23,000	317,038	15,333	7,400	230	37
計	339,443	23,000	362,443	15,333	7,400	230	37

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 水 産 業 総 務 費	16,784	1,000	17,784				1,000
計	25,164	1,000	26,164				1,000

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 緊 急 処 理 費	2,240	22,500	24,740				22,500
計	356,783	22,500	379,283				22,500

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 体 育 館 費	453,376	253	453,629				253

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14. 工 事 請 負 費	23,000	治山事業費 【農林水産課】 23,000 防災対策工事 23,000 林地崩壊対策

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	1,000	漁港管理費 【農林水産課】 1,000 業務委託料 1,000 海岸漂着物処分業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	21,500	緊急処理事業費 【建設課】 22,500 修繕料 21,500
13. 使用料及び賃借料	1,000	機械借上料 1,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	253	城崎ボートセンター管理費 【文化・スポーツ振興課】 253 業務委託料 253 漂着物処分業務

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	1,391,997	253	1,392,250				253

(款) 11. 災害復旧費

(項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 農林水産業施設災害復旧費	0	5,000	5,000				5,000
計	0	5,000	5,000				5,000

(款) 11. 災害復旧費

(項) 2. 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 公共土木施設災害復旧費	0	21,000	21,000	4,000	2,000		15,000
計	0	21,000	21,000	4,000	2,000		15,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13. 使用料及び賃借料	4,000	農地農業用施設災害復旧事業費 【農林水産課】 5,000
15. 原 材 料 費	1,000	重機借上料 4,000 補修材料費 1,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	15,000	公共土木施設災害復旧事業費 【建設課】 21,000 投資委託料 15,000
14. 工 事 請 負 費	6,000	設計等 災害復旧工事費 6,000 公共土木施設

専決第11号

令和5年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,537千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月15日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		2,340	4,537	6,877
	1. 基金繰入金	2,340	4,537	6,877
歳入合計		101,828	4,537	106,365

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 施 設 費		45,573	4,537	50,110
	1. 施 設 費	45,573	4,537	50,110
歳 出 合 計		101,828	4,537	106,365

令和５年度豊岡市太陽光発電事業特別会計
補正予算（第１号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金	2,340	4,537	6,877
歳入合計	101,828	4,537	106,365

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 施 設 費	45,573	4,537	50,110
歳 出 合 計	101,828	4,537	106,365

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		4,537	
0	0	4,537	0

2. 歳 入

(款) 2. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 太陽光発電事業基金繰入金	2,340	4,537	6,877
計	2,340	4,537	6,877

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 太陽光発電事業基金 繰 入 金	4,537	太陽光発電事業基金繰入金 4,537

3. 歳 出

(款) 2. 施設費

(項) 1. 施設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	45,573	4,537	50,110			4,537	
計	45,573	4,537	50,110			4,537	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14. 工 事 請 負 費	4,537	山宮地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 4,537 補修工事費 4,537 法面

報告第12号

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

1 健全化判断比率

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.93)	— (16.93)	14.3 (25.0)	44.7 (350.0)

（注）（ ）書きは、法第2条第5号に規定する早期健全化基準で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条に定める数値である。

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
太陽光発電事業特別会計	—	113,382 千円
水道事業会計	—	1,573,083 千円
下水道事業会計	—	1,665,936 千円

（注）備考欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号及び第3号の規定による事業の規模を表す。

令和 4 年 度

豊岡市健全化判断比率及び

資金不足比率審査意見書

豊岡市監査委員

令和5年8月24日

豊岡市長 関 貫 久仁郎 様

豊岡市監査委員 羽 尻 知 充
豊岡市監査委員 中 嶋 英 樹
豊岡市監査委員 木 谷 敏 勝

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、
審査に付された令和4年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定
の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。

令和４年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 審査の概要

１ 審査の対象

令和４年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

２ 審査の方法

審査に付された令和４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類、歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員から説明を受けるとともに、質疑の方法も併用した。

３ 審査の期間

令和５年７月１２日から８月２３日

第２ 審査の結果及び意見

１ 審査の結果

審査に付された令和４年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(１) 健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

	令和４年度	令和３年度	増減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.93	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.93	30.00
実質公債費比率	14.3	14.1	0.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	44.7	56.2	△11.5	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、「—」と記載している。

(２) 資金不足比率

(単位：％)

	令和４年度	令和３年度	増減	経営健全化 基 準
太陽光発電事業特別会計	—	—	—	20.0
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額を生じていないため、「—」と記載している。

2 総 括

(1) 今回の算定結果について

ア 実質赤字比率

令和4年度の実質赤字比率は、一般会計等では10億5,568万円の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

なお、一般会計では、財政調整基金から5,746万円、市債管理基金から1億2,377万円、地域振興基金から4億6,543万円、公共施設整備基金から1億7,920万円それぞれ繰入れを行っている。

イ 連結実質赤字比率

令和4年度の連結実質赤字比率は、市全体（管理会財産区特別会計を除く）の会計で70億972万円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。

ウ 実質公債費比率

令和4年度の実質公債費比率は14.3%で、前年度数値から0.2ポイント増加（悪化）した。

エ 将来負担比率

令和4年度の将来負担比率は44.7%で、前年度数値から11.5ポイント改善した。

オ 資金不足比率

公営企業会計における令和4年度の資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため算定されない。

(2) 意 見

令和4年度決算に係る健全化判断比率のうち実質公債費比率は、前年度数値から悪化し、将来負担比率は、改善した。いずれの数値も早期健全化基準（実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%）を下回っている。

公営企業会計においては、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

市全体の市債の現在高は確実に減少しているが、類似団体と比較すると依然として高水準で推移している。

今後の財政については、人口減少に伴う市税収入の減少、普通交付税の合併算定替の終了に伴う減収の一方で、社会保障関係経費の増額や負担金・繰出金等の増嵩、原油価格・物価高騰による影響が見込まれることから、極めて厳しい状況にある。

「豊岡市長期財政見通し」により明らかになった間近に迫る「財政の危機」に備え、この危機を乗り越えるため、令和元年12月に策定した第4次行財政改革を着実に進め、行政サービスを持続的に提供可能な財務体質を目指すことが望まれる。

今後とも行財政改革を進め、既存事業の見直し、市債残高の着実な縮減、公営企業及び関係する団体の公債費負担の軽減など、引き続き財政健全化に向けた取組に努められたい。

審 査 資 料

凡 例

- 1 文中に用いる金額は、千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」「」……皆無又は該当数値なし
「0」………該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めのある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めによる。

1 審査の対象会計

各比率の対象となる会計は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲		
健全化法	豊岡市の会計等区分	各指標の適用範囲
一般会計等	○一般会計 ○診療所事業特別会計 ○霊苑事業特別会計	↑ 実質赤字比率 ↓
	○国民健康保険事業特別会計(事業勘定) ○国民健康保険事業特別会計(直診勘定) ○後期高齢者医療事業特別会計 ○介護保険事業特別会計	
公営企業会計	【法適用企業】 ○水道事業会計 ○下水道事業会計 【法非適用企業】 ○太陽光発電事業特別会計	↑ 資金不足比率 ↓
一部事務組合・広域連合	○公立豊岡病院組合 ○北但行政事務組合、但馬広域行政事務組合 兵庫県市町村職員退職手当組合 兵庫県市町村交通災害共済組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般・特別)	↑ 連結実質赤字比率 ↓
地方独立行政法人・地方三公社・第三セクター等	○兵庫県信用保証協会(損失補償)	↑ 実質公債費比率 ↓
		↑ 将来負担比率 ↓

(注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定する。

2 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業をいう。
法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。

3 管理会財産区特別会計は、上記指標の対象外である。

2 健全化判断比率等の状況(総括表)

(1) 健全化判断比率

当該年度の健全化判断比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位: %、ポイント)

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
比 率	令和4年度	△ 3.83	△ 25.48	14.3	44.7
	令和3年度	△ 5.97	△ 26.99	14.1	56.2
	対前年度増減	2.14	1.51	0.2	△ 11.5
早期健全化基準		11.93	16.93	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字がないため、△表示となっている。

(2) 資金不足比率

当該年度の資金不足比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位: %)

会計名	比 率			経営健全化 基 準
	令和4年度	令和3年度	対前年度増減	
太陽光発電事業特別会計	△ 6.13	△ 5.71	△ 0.42	20.00
水道事業会計	△ 194.28	△ 211.22	16.94	
下水道事業会計	△ 133.00	△ 124.97	△ 8.03	

(注) 資金不足が生じていないため、比率が△表示となっている。

3 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、豊岡市の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。）に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

① 一般会計等の実質赤字額

(単位:千円)

区 分	一般会計	診療所事業特別会計	霊苑事業特別会計
歳 入 総 額 ①	52,374,629	296,056	16,876
歳 出 総 額 ②	51,085,517	266,751	13,344
歳入歳出差引額 ③=①-②	1,289,112	29,305	3,532
翌年度に繰り越すべき財源 ④	266,261	0	0
実 質 収 支 額 ③-④	1,022,851 ア	29,305 イ	3,532 ウ

(注) 歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

$$\text{実 質 赤 字 額 (ア+イ+ウ)} = \triangle 1,055,688 \text{ 千円 } A$$

$$\text{標準財政規模} = 27,500,974 \text{ 千円 } B$$

$$(A \div B) \times 100 = \frac{\triangle 1,055,688 \text{ 千円}}{27,500,974 \text{ 千円}} = \triangle 3.83 \%$$

実質赤字比率

—

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

<標準財政規模>

(単位:千円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	11,891,884	11,454,410	437,474	3.8
普 通 交 付 税 額	15,263,833	15,651,903	△ 388,070	△ 2.5
臨時財政対策債発行可能額	345,257	1,257,550	△ 912,293	△ 72.5
合 計	27,500,974	28,363,863	△ 862,889	△ 3.0

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、豊岡市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、豊岡市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

会 計 名			実 質 収 支 額		
			令和4年度	令和3年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一 般 会 計		1,022,851	1,668,438	△ 645,587
	一般会計等に属 する特別会計	診 療 所 事 業 特 別 会 計	29,305	18,457	10,848
		霊 苑 事 業 特 別 会 計	3,532	9,014	△ 5,482
	小 計 A		1,055,688	1,695,909	△ 640,221
一般会計 等以外の 特別会計 のうち公営 企業に係 る特別会 計以外の 会計		国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	89,196	130,534	△ 41,338
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	6,043	7,749	△ 1,706
		後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	31,101	28,376	2,725
		介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	548,589	370,706	177,883
		小 計 B	674,929	537,365	137,564
公 営 企 業 会 計	法 適 用	水 道 事 業 会 計	3,056,339	3,328,381	△ 272,042
		下 水 道 事 業 会 計	2,215,807	2,088,999	126,808
	法非適用	太 陽 光 発 電 事 業 特 別 会 計	6,958	6,058	900
	小 計 C		5,279,104	5,423,438	△ 144,334
合 計 (D=A+B+C)			7,009,721	7,656,712	△ 646,991
標 準 財 政 規 模 E			27,500,974	28,363,863	△ 862,889

(注) 公営企業会計では、実質収支額を資金不足額又は剰余額と読み替える。

$$\text{連結実質赤字額(D)} = \boxed{\triangle 7,009,721 \text{ 千円}}$$

$$(D \div E) \times 100 = \frac{\triangle 7,009,721 \text{ 千円}}{27,500,974 \text{ 千円}} = \boxed{\triangle 25.48 \%}$$

連結実質
赤字比率

—

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

(参考)

表1 令和4年度一般会計及び特別会計の決算額

(単位:千円)

会計名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り越 すべき財源 (3)	実質収支額 (1) - (2) - (3)
一 般 会 計	52,374,629	51,085,517	266,261	1,022,851
診 療 所 事 業 特 別 会 計	296,056	266,751	0	29,305
霊 苑 事 業 特 別 会 計	16,876	13,344	0	3,532
一 般 会 計 等 の 計	52,687,561	51,365,612	266,261	1,055,688
国民健康保険事業特別会計 (事 業 勘 定)	8,768,258	8,679,062	0	89,196
国民健康保険事業特別会計 (直 診 勘 定)	101,102	88,351	6708	6,043
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	1,321,490	1,290,389	0	31,101
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	10,184,035	9,635,446	0	548,589
特 別 会 計 の 計	20,374,885	19,693,248	6,708	674,929

表2 公営企業会計別資金不足額(剰余額)

(単位:千円)

会 計 名	流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	解消可能資金 不足額 (4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法 適 用	水 道 事 業 会 計	3,940,421	884,082		3,056,339
	下 水 道 事 業 会 計	3,347,168	1,131,361		2,215,807
	小 計	7,287,589	2,015,443		5,272,146

(単位:千円)

会 計 名	歳入額 (1)	繰越明許費等－ 未収入特定財源 (2)	歳出額 (3)	解消可能資金 不足額 (4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法非 適用	太陽光発電事業特別会計	125,110	12,789	105,363	6,958
	小 計	125,110	12,789	105,363	6,958
合 計		7,412,699	12,789	2,120,806	5,279,104

(注)「流動資産等」は、流動資産から控除財源を引き、貸倒引当金を加えた額である。

「流動負債等」は、流動負債から控除企業債、控除引当金を差し引いた額である。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率とは、豊岡市が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

<算定式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$$

A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)

C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D : 元利償還金又は準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入(準)公債費の額)

E : 標準的な規模の収入の額(標準財政規模)

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
A 地方債の元利償還金(=a1-a2-a3)	6,349,701	6,624,039	6,538,731
一般会計等に係る公債費 a1	6,349,701	6,774,039	6,727,231
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 a2			8,500
満期一括償還地方債の元金償還額 a3		150,000	180,000
B 地方債の準元利償還金(=b1+b2+b3+b4+b5)	3,540,168	3,591,633	3,736,230
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額 b1		10,000	20,000
公営企業債の償還財源に充てられたと認められる繰入金 b2	2,686,783	2,709,806	2,808,125
下水道事業特別会計	2,443,316	2,464,363	2,555,980
水道事業特別会計	243,467	245,374	252,020
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)		69	125
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 b3	853,385	871,827	908,105
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(社会福祉法人施設建設借入金) b4			
一時借入金利子(繰替運用を除く。) b5			
C 地方債償還に充当される特定財源(=c1+c2+c3+c4+c5)	114,879	117,879	117,992
国県等からの利子補給 c1			
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 c2		909	904
公営住宅使用料 c3	114,577	116,515	116,520
都市計画税充当額 c4	302	455	568
その他特定財源(湯島財産区特別会計繰入金、駐車場使用料等) c5			
D 基準財政需要額算入額(=D1)	6,746,753	7,110,744	7,169,088
一般会計等公債費算入額(D1=d1+d2+d3)	6,746,753	7,110,744	7,169,088
事業費補正額 d1	1,829,386	1,891,224	1,962,824
災害復旧費等算入額 d2	4,271,064	4,583,819	4,576,873
密度補正算入額 d3	646,303	635,701	629,391
E 標準財政規模(=e1+e2+e3)	27,500,974	28,363,863	27,738,050
標準税収入額等 e1	11,891,884	11,454,410	11,869,124
普通交付税額 e2	15,263,833	15,651,903	14,908,413
臨時財政対策債発行可能額 e3	345,257	1,257,550	960,513

<実質公債費比率の状況>

(単位:千円)

$$\begin{array}{l} \text{令和4年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 6,349,701 \quad + \quad 3,540,168 \quad) - (\quad 114,879 \quad + \quad 6,746,753 \quad)}{27,500,974 - 6,746,753} =$$

14.59095%

$$\begin{array}{l} \text{令和3年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 6,624,039 \quad + \quad 3,591,633 \quad) - (\quad 117,879 \quad + \quad 7,110,744 \quad)}{28,363,863 - 7,110,744} =$$

14.05464%

$$\begin{array}{l} \text{令和2年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 6,538,731 \quad + \quad 3,736,230 \quad) - (\quad 117,992 \quad + \quad 7,169,088 \quad)}{27,738,050 - 7,169,088} =$$

14.52616%

(注) 単年度実質公債費比率は、小数点以下第6位を四捨五入している。

実質公債費比率
(3か年平均)

14.3 %

(注) 実質公債費比率は、小数点以下第2位を切り捨てている。

<実質公債費比率の推移>

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
11.8%	11.9%	12.3%	13.3%	13.8%	14.1%	14.3%

(注) 直近3か年の平均

【参考】 類似団体等との比較(令和3年度決算)

総務省令和3年度財政状況資料に基づく。

区 分	実質公債費比率
兵 庫 県 平 均	5.8%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	5.7%
兵庫県内類似団体(注)(芦屋市)	6.3%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

(4)将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高に加え、土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、豊岡市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A : 将来負担額

B : 充当可能基金額(地方債償還額等に充てることができる基金)

C : 充当可能特定財源見込額(地方債償還額等に充てることができる特定財源)

D : 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

E : 標準財政規模 (27,500,974 千円)

F : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (6,746,753 千円)

(注) 実質公債費比率算定で用いたD基準財政需要額算入額の数値

(単位:千円)

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
A 将来負担額(A1+A2+A3+A4+A5+A6+A7)		94,201,769	99,424,542	104,106,675
当該年度末一般会計等地方債現在高(=a1+a2+a3)	A1	43,017,773	46,256,453	49,040,733
	一般会計 a1	42,953,190	46,189,538	48,966,559
	診療所事業特別会計 a2	64,583	66,915	74,174
	霊苑事業特別会計 a3			
債務負担行為に基づく支出予定額(=a4+a5)	A2			
	土地開発公社依頼土地買戻し a4			
	社会福祉法人の施設建設に係るもの a5			
公営企業債等繰入見込額(=a6+a7+a8+a9)	A3	36,035,169	37,931,599	38,596,029
	水道事業会計 a6	2,240,099	2,447,956	2,507,200
	下水道事業会計 a7	33,793,896	35,482,932	36,088,151
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定) a8	1,174	711	678
	宅地事業特別会計 a9			
組合等の地方債の元金償還に充てる本市負担見込額(=a10)	A4	9,342,813	9,514,602	10,371,032
	公立豊岡病院組合 a10	9,342,813	9,514,602	10,371,032
退職手当負担見込額(=a11+a12-a13)	A5	5,806,014	5,721,888	6,098,881
	一般職退職手当支給予定額 a11	5,883,781	5,954,723	5,994,236
	特別職退職手当支給予定額 a12	17,522	7,941	32,868
	退職手当組合積立不足額 a13	95,289	240,776	△71,777
設立法人の負担額等に係る一般会計等の負担見込額(=a14+a15+a16)	A6			
	土地開発公社 a14			
	第三セクター a15			
	その他の債務補償債務等(兵庫県信用保証協会) a16			
連結実質赤字額(=a17+a18+a19)	A7			
	市会計 a17			
	公立豊岡病院組合 a18			
	北但行政事務組合他5団体 a19			

(注) 北但行政事務組合他5団体とは、但馬広域行政事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県市町交通災害共済組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般会計・特別会計)である。

(単位:千円)

区 分			令和4年度	令和3年度	令和2年度
B 充当可能基金額(=b1～b13合計額)			20,398,327	19,226,116	18,547,358
	財政調整基金	b1	6,038,457	5,594,244	5,330,614
	市債管理基金	b2	2,911,382	2,173,647	1,852,014
	福祉基金	b3	1,171,236	1,181,650	1,196,630
	公共施設整備基金	b4	7,179,263	7,352,754	7,641,723
	コウホトリ基金	b5	37,001	34,218	38,139
	水と土保全対策基金	b6	30,000	30,000	30,000
	奨学基金	b7	193,910	188,364	184,154
	植村直己顕彰基金	b8	47,048	47,048	47,048
	被災者生活再建支援基金	b9	492,699	492,317	491,884
	国民健康保険財政調整基金	b10	506,780	467,296	533,975
	介護保険給付費準備基金	b11	710,185	646,801	345,915
	土地開発基金	b12	848,550	814,287	696,258
	その他の基金	b13	231,816	203,490	159,004
C 充当可能特定財源見込額(=c1～c8合計額)			556,569	664,491	777,245
	国庫支出金等	c1			
	転貸債に係る償還金(住宅新築・改修資金貸付金、災害援護資金等)	c2	47,207	48,698	50,274
	公営住宅使用料	c3	444,779	548,878	653,696
	都市計画税	c4			
	診療所収入	c5	64,583	66,915	73,275
	駐車場収入	c6			
	湯島財産区特別会計繰入金	c7			
	霊苑永代使用料	c8			
D (=d1～d18合計額)			63,968,323	67,569,288	70,516,184
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	算定費	消防費	d1		
		道路橋りょう費	d2	10,851	31,520
		港湾費	d3		
		都市計画費	d4		
		公園費	d5	45	236
		下水道費	d6	21,038,158	22,045,663
		その他の土木費	d7	6,960	3,373
		小学校費	d8	129,999	170,916
		中学校費	d9	46,762	78,095
		高等学校費	d10		
	目内訳	社会福祉費	d11	46,410	46,410
		保健衛生費	d12	6,082,288	6,311,034
		高齢者保健福祉費	d13		
		清掃費	d14	1,973	3,189
		農業行政費	d15	2,765	5,860
		林野水産行政費	d16	409	2,022
		地域振興費	d17	814,817	557,203
		公債費	d18	35,786,886	38,313,767
		災害復旧費		223,071	271,336
		辺地対策事業債償還費		441,640	442,330
		補正予算債償還費		486,799	513,341
		地方税減収補填債償還費		131,798	131,798
		財源対策債償還費		266,732	263,539
		減税補填債償還費		66,837	102,059
		臨時財政対策債償還費		16,282,412	17,489,796
					18,093,867

(単位:千円)

区 分			令和4年度	令和3年度	令和2年度
つ づ き		東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	4,083,318	4,093,096	4,107,768
		国土強靱化施策償還費	787,920	356,160	64,330
		過疎対策事業償還費	1,964,253	2,085,957	2,170,372
		合併特例償還費	11,052,106	12,564,355	14,128,555
		その他の起償還費			

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実質的な将来負担額 [A-(B+C+D)]	9,278,550	11,964,647	14,265,888
市民一人当たりの実質的な将来負担額	119	152	179

(参考) 住基人口(人) 77,765 78,873 79,906

(注) 算出に当たっては、各年度1月1日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)を用いている。

<将来負担比率の状況> (令和4年度)

(単位:千円)

$$\text{将来負担比率} = \frac{94,201,769 - (20,398,327 + 556,569 + 63,968,323)}{27,500,974 - 6,746,753} = 44.7\%$$

(注) 将来負担比率は、小数点以下第1位を切り捨てしている。

<将来負担比率の推移>

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
102.6%	89.4%	74.8%	74.5%	69.3%	56.2%	44.7%

【参考】類似団体等との比較(令和3年度決算)

総務省令和3年度財政状況資料に基づく。

区 分	将来負担比率
兵庫県平均	30.7%
兵庫県内都市平均	32.1%
兵庫県内類似団体(注)(芦屋市)	83.4%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

4 資金不足比率について

資金不足比率とは、豊岡市の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○水道事業会計〔法適用企業〕

(単位:千円、%)

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 3,056,339	△ 3,328,381	△ 3,344,804
流動負債	a	1,867,126	1,304,664	1,212,408
控除企業債等	b	983,044	976,140	937,339
控除引当金等	c			
流動資産	d	3,940,421	3,656,905	3,619,873
貸倒引当金	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	1,573,083	1,575,742	1,591,978
A/B×100		△ 194.28	△ 211.22	△ 210.10
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○下水道事業会計〔法適用企業〕

(単位:千円、%)

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 2,215,807	△ 2,088,999	△ 1,906,881
流動負債	a	4,842,334	4,493,565	4,795,316
控除企業債等	b	3,710,973	3,696,022	3,654,942
控除引当金等	c			
流動資産	d	3,347,168	2,886,542	3,047,255
貸倒引当金	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	1,665,936	1,671,519	1,686,518
A/B×100		△ 133.00	△ 124.97	△ 113.06
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○太陽光発電事業特別会計〔法非適用企業〕

(単位:千円、%)

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足額(=(a-b-c)+(d+e))	A	△ 6,958	△ 6,058	△ 13,248
歳出額	a	105,363	113,343	103,378
算入地方債	b			
歳入額	c	125,110	119,401	116,626
繰越明許費繰越額	d	12,789		
未収入特定財源	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	113,382	106,079	111,069
A/B×100		△ 6.13	△ 5.71	△ 11.92
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

報告第13号

放棄した債権の報告について（介護保険事業特別会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成26年条例第51号）第13条第1項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

債権放棄調書（健康福祉部 高年介護課）

債権の名称・種類		食の自立支援事業利用者負担金		私債権	
債権放棄年月日		令和５年３月７日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する条例第13条第１項適用規定)		特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)
第１号(生活困窮)			0	0	0
第２号(破産法)			0	0	0
第３号(消滅時効)		—	0	0	0
第４号(限定承認)			0	0	0
第５号(法的処理後)			0	0	0
第６号(徴収停止後)			1	1	2,800
合計			1	1	2,800

報告第14号

放棄した債権の報告について（水道事業会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成26年条例第51号）第13条第1項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

債権放棄調書（上下水道部 水道課）

債権の名称・種類	水道料金		私債権	
債権放棄年月日	令和５年３月31日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する条例第13条第１項適用規定)	特記事由	水栓数 (契約数)	件数 (期数)	金額(円)
第１号(生活困窮)		0	0	0
第２号(破産法)		0	0	0
第３号(消滅時効)	※行方不明	29	151	202,673
	※死亡	17	64	77,644
	※破産	3	11	52,016
	※解散	1	4	14,514
	※転出	8	38	73,315
第４号(限定承認)		0	0	0
第５号(法的処理後)		0	0	0
第６号(徴収停止後)		0	0	0
合計		58	268	420,162

第76号議案

物件購入契約の締結について

サーバ室用無停電電源装置の更新について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | サーバ室用無停電電源装置の更新 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 65,780,000円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市日高町国分寺158番地1
株式会社システムリサーチ
代表取締役 山田 良作 |

（備考）納入期限 令和6年3月31日

第77号議案

公立豊岡病院組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、公立豊岡病院組合規約の一部を別紙のとおり変更するため、関係市と協議することにつき、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（理由）

公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センターの医療機能転換に伴い、医療法に規定する診療所として運営するため。

公立豊岡病院組合規約の一部を変更する規約

公立豊岡病院組合規約（昭和25年兵庫県指令地第1563号）の一部を次のように変更する。

第3条第1号中「病院」を「病院及び診療所」に改める。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

公立豊岡病院組合規約の一部を変更する規約案要綱

1 変更の内容

公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センターの医療機能転換に伴い、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として運営するため、「病院」を「病院及び診療所」に改めること。（第3条関係）

2 附則

この規約は、許可の日から施行すること。

公立豊岡病院組合規約新旧対照表

現行	改正後（案）
（組合の共同処理する事務） 第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。 （1）医療法（昭和23年法律第205号）に定める公的医療機関としての<u>病院</u>の設置及び管理に関する医療事務 （2）～（5） 略	（組合の共同処理する事務） 第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。 （1）医療法（昭和23年法律第205号）に定める公的医療機関としての<u>病院及び診療所</u>の設置及び管理に関する医療事務 （2）～（5） 略

第78号議案

工事請負変更契約の締結について

令和4年12月27日議決のあった第100号議案にかかる工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 豊岡市立総合体育館長寿命化改修建築工事 |
| 2 契約の方法 | 変更分随意契約 |
| 3 契約の金額 | 381,905,700円
(前契約金額 371,800,000円) |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市日高町国分寺254番地
株式会社 共栄建設工業
代表取締役 沼田 茂 |

(備考) 工期限 令和6年2月29日

参考資料

豊岡市立総合体育館長寿命化改修建築工事

1 施工場所 豊岡市 大磯町 地内

2 工事変更概要

工事着手に伴う現場詳細調査結果に基づき、改修工事内容について変更を行う。

- (1) 外壁の劣化等調査の結果に基づき、改修内容並びに数量について変更を行う。
- (2) 外部テラス天井下地について経年劣化による腐朽等が発見されたため、部分改修から全面改修に変更する。
- (3) アリーナ観覧席電動カーテン、排煙窓の動作不良部分について修繕ならびに改修工事を追加する。
- (4) アリーナ特定天井改修について、調査結果に基づいた改修内容に変更する。

第79号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を変更したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

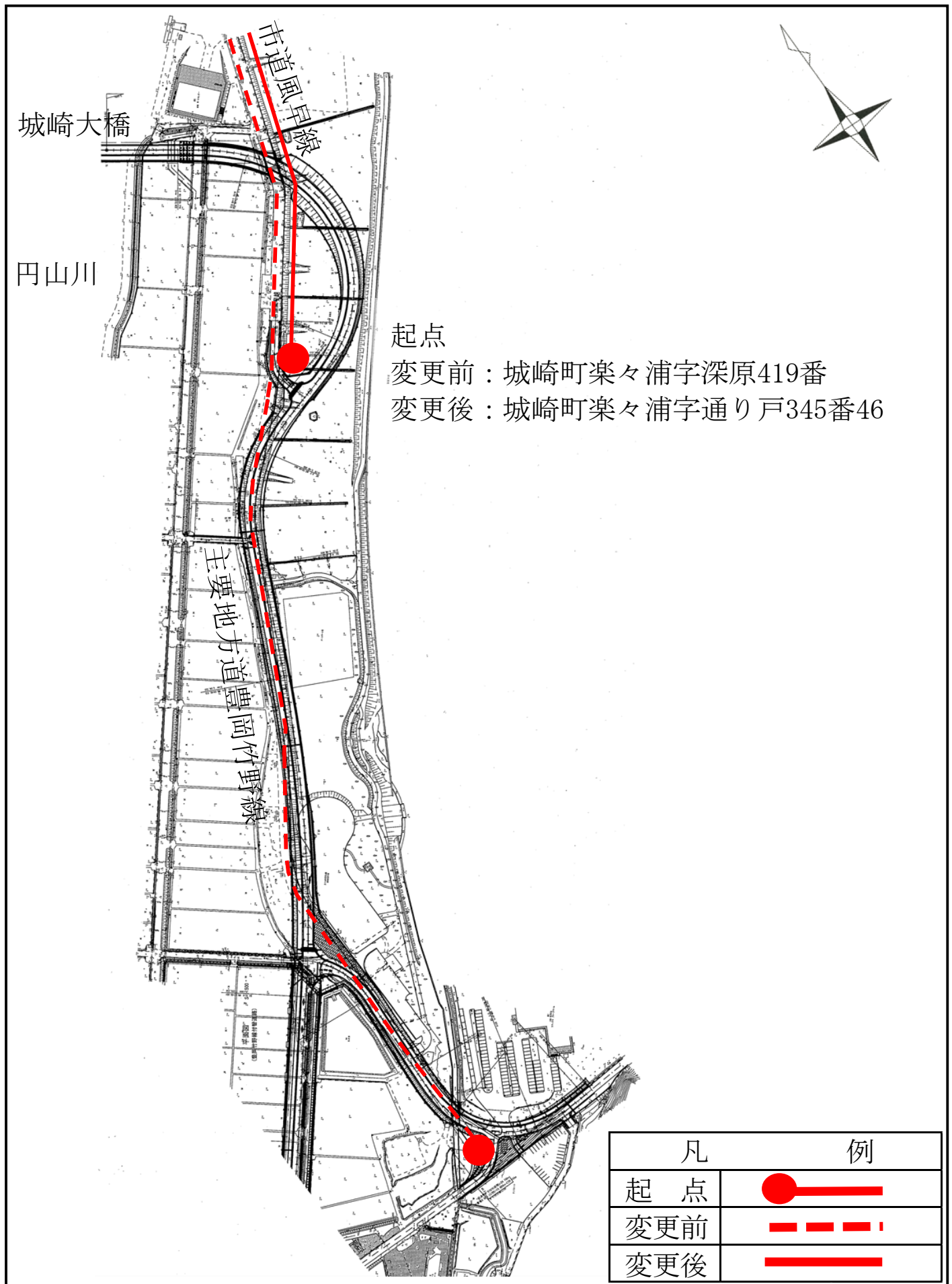
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点		主な 経過地
1	風 早 線	旧	豊岡市城崎町楽々浦字深原419番 豊岡市城崎町楽々浦字通り戸343番5	
		新	豊岡市城崎町楽々浦字通り戸345番46 豊岡市城崎町楽々浦字通り戸343番5	

(参考)

(単位：m)

整理 番号	路線名	新旧 の別	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	風早線	旧	994.5	7.4	57.7	
		新	369.9	7.4	13.1	

市道風早線 路線変更図



第80号議案

豊岡市立城崎文芸館の指定管理者の変更について

豊岡市立城崎文芸館の指定管理者が一般社団法人を設立したことに伴い、当該一般社団法人を指定管理者として指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

1 公の施設の名称 豊岡市立城崎文芸館

2 指定管理者

変更前	変更後
豊岡市城崎町湯島78番地 城崎温泉観光協会 会長 XXXXXXXXXX	豊岡市城崎町湯島78番地 一般社団法人城崎温泉観光協会 代表理事 高宮 浩之

3 指定の期間 平成30年4月1日から令和7年3月31日

4 理 由

指定管理者である城崎温泉観光協会が、一般社団法人城崎温泉観光協会を設立したことに伴い、指定管理者として変更後の一般社団法人を指定するため。

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立城崎文芸館

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島 357 番地の 1

(3) 設置目的

城崎地域の歴史、文化等に関する市民の知識の向上に資するとともに、人と人とのふれあいによる交流を図り、もって市の活性化に寄与する。

(4) 施設概要 平成 8 年 3 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造 2 階、延床面積 1,081 m²

主な施設 展示室－1、展示室－2、展示室－3、展示室－4、収蔵室、
研修室、資料室、イベントホール、染色室等

2 管理業務の内容

(1) 城崎温泉の歴史、文化等に関する実物、文献、図書、図表、写真等を収集し、保管及び展示に関する業務

(2) 文芸館資料に関する展覧会、講演会、講習会及び研究会等の開催並びに調査研究に関する業務

(3) 文芸館の入館及び特別観覧、その制限、施設の使用及び維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

一般社団法人城崎温泉観光協会

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島 78 番地

(3) 代表者の氏名

一般社団法人城崎温泉観光協会 代表理事 高宮 浩之

(4) 設立年月日

令和 5 年 6 月 16 日

(5) 職員数又は会員数（構成団体）

38 名（役員 34 名、職員 4 名）

(6) 主な事業又は活動

- ・諸官公庁、豊岡市商工会及び各加盟団体間の緊密な連絡のもとに共同して、観光事業活動の充実及び振興を図り、城崎地域の発展向上に寄与することを目的としている。

- ・ 観光宣伝、観光客に対するサービス向上等についての諸策、自然環境の保護保全及び城崎地域の浄化・美化活動等の事業を実施している。
- ・ 平成 8 年 4 月から同館の管理運営を受託している。

第81号議案

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の指定管理者の変更について

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の指定管理者が一般社団法人を設立したことに伴い、当該一般社団法人を指定管理者として指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

1 公の施設の名称 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館

2 指定管理者

変更前	変更後
豊岡市城崎町湯島78番地 城崎温泉観光協会 会長 XXXXXXXXXX	豊岡市城崎町湯島78番地 一般社団法人城崎温泉観光協会 代表理事 高宮 浩之

3 指定の期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日

4 理 由

指定管理者である城崎温泉観光協会が、一般社団法人城崎温泉観光協会を設立したことに伴い、指定管理者として変更後の一般社団法人を指定するため。

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島 376 番地の 1

(3) 設置目的

城崎温泉の伝統工芸である麦わら細工に関する市民の知識の向上に資するとともに、人と人とのふれあいによる交流を図り、もって麦わら細工産業と市の活性化に寄与する。

(4) 施設概要 平成 16 年 11 月竣工

建物概要 木造 2 階建て、延床面積 77.72 m²

主な施設 展示室、倉庫、トイレ

2 管理業務の内容

(1) 麦わら細工に関する実物、文献、図書、図表、写真等の収集、保管及び展示に関する業務

(2) 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の入館及び特別観覧並びにそれらの制限に関する業務

(3) 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

一般社団法人城崎温泉観光協会

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島 78 番地

(3) 代表者の氏名

一般社団法人城崎温泉観光協会 代表理事 高宮 浩之

(4) 設立年月日

令和 5 年 6 月 16 日

(5) 職員数又は会員数（構成団体）

38 名（役員 34 名、職員 4 名）

(6) 主な事業又は活動

- ・ 諸官公庁、豊岡市商工会及び各加盟団体間の緊密な連絡のもとに共同して、観光事業活動の充実及び振興を図り、城崎地域の発展向上に寄与することを目的としている。

- ・ 観光宣伝、観光客に対するサービス向上等についての諸策、自然環境の保護保全及び城崎地域の浄化・美化活動等の事業を実施している。
- ・ 平成 16 年 11 月から同館の管理運営を受託している。

第82号議案

令和4年度豊岡市水道事業剰余金の処分について

令和4年度豊岡市水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

令和4年度豊岡市水道事業未処分利益剰余金 1,625,764,912 円のうち、300,000 円を豊岡市奨学基金積立金に積み立て、剰余を繰り越すものとする。

第83号議案

令和4年度豊岡市下水道事業剰余金の処分について

令和4年度豊岡市下水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

令和4年度豊岡市下水道事業未処分利益剰余金1,242,549,810円のうち、670,594,643円を減債積立金に、10,265,312円を建設改良積立金に積み立て、561,689,855円を資本金に組み入れるものとする。

第84号議案

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、感染症の発生及びまん延の
初期段階から派遣された職員に対して災害派遣手当の支給ができるようにするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第32条の2第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

（豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

次の条例について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、引用する規定の条番号を改め、感染症の発生及びまん延の初期段階から派遣された職員に対して災害派遣手当の支給ができるようにすること。(第1条、第2条関係)

- (1) 豊岡市職員の給与に関する条例 (第32条の2関係)
- (2) 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第18条の2関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
（災害派遣手当） 第32条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（次項においてこれらを「災害派遣職員等」という。）が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給するものとし、その額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、別表第4に定める額とする。 2 略	（災害派遣手当） 第32条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（次項においてこれらを「災害派遣職員等」という。）が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給するものとし、その額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、別表第4に定める額とする。 2 略

豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
（災害派遣手当） 第18条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。	（災害派遣手当） 第18条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

第85号議案

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

多目的集会施設、日高農村環境改善センター及び基幹集落センターを廃止し、コミュニティセンターに統一するとともに、日高地区コミュニティセンターの改修に伴い、会議室等の施設を設置し、その使用料を定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例

豊岡市地域コミュニティに関する条例（平成28年豊岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第3 豊岡市立港地区コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

豊岡市立神美地区 コミュニティセン ター	教養講座室	1,200円	1,500円	1,500円
	調理実習室	700円	1,000円	1,000円
	会議室(和室)	300円	400円	400円
	会議室(洋室)	500円	700円	700円
	図書室兼資料展示室	400円	500円	500円

別表第3 豊岡市立国府地区コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

豊岡市立八代地区 コミュニティセン ター	多目的集会室	900円	1,200円	1,200円
	調理実習室	400円	600円	600円
	会議室	1,400円	1,900円	1,900円
	和室会議室	400円	500円	500円
豊岡市立日高地区 コミュニティセン ター	多目的ホール	2,200円	2,900円	2,900円
	調理実習室	1,200円	1,600円	1,600円
	展示ホール	700円	900円	900円
	活動室	1,600円	2,200円	2,200円
	会議室1	900円	1,200円	1,200円
	会議室2－1	600円	800円	800円
	会議室2－2	600円	800円	800円
	会議室3	600円	800円	800円
	会議室4	500円	700円	700円
	会議室5	900円	1,200円	1,200円
	会議室6	1,200円	1,600円	1,600円
	会議室7	1,100円	1,500円	1,500円
豊岡市立三方地区 コミュニティセン ター	多目的ホール	1,700円	2,300円	2,300円
	調理実習室	500円	700円	700円
	研修室	1,100円	1,500円	1,500円
	和室会議室	500円	700円	700円
豊岡市立清滝地区 コミュニティセン ター	多目的集会室	1,700円	2,300円	2,300円
	調理実習室	600円	800円	800円
	会議室	700円	1,000円	1,000円
	和室会議室	700円	900円	900円

別表第3 豊岡市立菅谷地区コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

豊岡市立福住地区 コミュニティセン ター	研修室	700円	900円	900円
	資材室兼活動室	900円	1,200円	1,200円
	和室	500円	700円	700円
	調理室	600円	800円	800円
	多目的ホール	1,100円	1,500円	1,500円
豊岡市立寺坂地区 コミュニティセン ター	研修室	700円	1,000円	1,000円
	和室	500円	700円	700円
	調理室	600円	800円	800円
	多目的ホール	1,100円	1,400円	1,400円
豊岡市立小坂地区 コミュニティセン ター	相談室	200円	300円	300円
	会議室(和室)	600円	800円	800円
	生活改善実習室	800円	1,100円	1,100円
	農事研修室	600円	900円	900円
	大会議室	900円	1,200円	1,200円
豊岡市立小野地区 コミュニティセン ター	和室	400円	600円	600円
	調理実習室	700円	1,000円	1,000円
	多目的ホール	1,100円	1,500円	1,500円
豊岡市立資母地区 コミュニティセン ター	研修室	600円	800円	800円
	和室	600円	700円	700円
	調理実習室	600円	800円	800円
	多目的ホール	1,000円	1,300円	1,300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、別表第3 豊岡市立国府地区コミュニティセンターの項の次に次のように加える改正規定（豊岡市立日高地区コミュニティセンターの項に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例等の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第16号）
- (2) 豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第19号）
- (3) 豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第20号）

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に前項第1号の規定による廃止前の豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例又は同項第3号の規定による廃止前の豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の豊岡市地域コミュニティに関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

神美地区、八代地区、日高地区、三方地区、清滝地区、福住地区、寺坂地区、小坂地区、小野地区及び資母地区の各コミュニティセンターに、会議室等の施設を設置し、その使用料を定めること。(別表第3関係)

2 附則

(1) この条例は、令和5年10月1日から施行すること。ただし、別表第3豊岡市立国府地区コミュニティセンターの項の次に次のように加える改正規定（豊岡市立日高地区コミュニティセンターの項に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) 次に掲げる条例を廃止すること。(附則第2項関係)

ア 豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例

イ 豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

ウ 豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例

(3) この条例の施行前に附則第2項第1号の規定による廃止前の豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例又は同項第3号の規定による廃止前の豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の豊岡市地域コミュニティに関する条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。(附則第3項関係)

豊岡市地域コミュニティに関する条例新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表第3（第11条、第16条関係）					別表第3（第11条、第16条関係）				
センターの名称	区分	使用料			センターの名称	区分	使用料		
		午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター～豊岡市立港地区コミュニティセンター	略				豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター～豊岡市立港地区コミュニティセンター	略			
					豊岡市立神美地区コミュニティセンター	教養講座室	1,200円	1,500円	1,500円
						調理実習室	700円	1,000円	1,000円
						会議室(和室)	300円	400円	400円
						会議室(洋室)	500円	700円	700円
						図書室兼資料展示室	400円	500円	500円
豊岡市立城崎地区コミュニティセンター～	略				豊岡市立城崎地区コミュニティセンター～	略			

豊岡市立国府 地区コミュニ ティセンター		豊岡市立国府 地区コミュニ ティセンター			
		豊岡市立八代 地区コミュニ ティセンター	多目的集会室	900円	1,200円
			調理実習室	400円	600円
			会議室	1,400円	1,900円
			和室会議室	400円	500円
		豊岡市立日高 地区コミュニ ティセンター	多目的ホール	2,200円	2,900円
			調理実習室	1,200円	1,600円
			展示ホール	700円	900円
			活動室	1,600円	2,200円
			会議室1	900円	1,200円
			会議室2－1	600円	800円
			会議室2－2	600円	800円
			会議室3	600円	800円
			会議室4	500円	700円
			会議室5	900円	1,200円
			会議室6	1,200円	1,600円
			会議室7	1,100円	1,500円
		豊岡市立三方 地区コミュニ ティセンター	多目的ホール	1,700円	2,300円
			調理実習室	500円	700円
			研修室	1,100円	1,500円
			和室会議室	500円	700円
		豊岡市立清滝 地区コミュニ	多目的集会室	1,700円	2,300円
		ティセンター	調理実習室	600円	800円

		ティセセンター	会議室	700円	1,000円	1,000円
			和室会議室	700円	900円	900円
豊岡市立西気 地区コミュニ ティセンター ～ 豊岡市立菅谷 地区コミュニ ティセンター	略	豊岡市立西気 地区コミュニ ティセンター ～ 豊岡市立菅谷 地区コミュニ ティセンター	略			
		豊岡市立福住	研修室	700円	900円	900円
		地区コミュニ	資材室兼活動室	900円	1,200円	1,200円
		ティセセンター	和室	500円	700円	700円
			調理室	600円	800円	800円
			多目的ホール	1,100円	1,500円	1,500円
		豊岡市立寺坂	研修室	700円	1,000円	1,000円
		地区コミュニ	和室	500円	700円	700円
		ティセセンター	調理室	600円	800円	800円
			多目的ホール	1,100円	1,400円	1,400円
		豊岡市立小坂	相談室	200円	300円	300円
		地区コミュニ	会議室(和室)	600円	800円	800円
		ティセセンター	生活改善実習室	800円	1,100円	1,100円
			農事研修室	600円	900円	900円
			大会議室	900円	1,200円	1,200円
		豊岡市立小野	和室	400円	600円	600円
		地区コミュニ	調理実習室	700円	1,000円	1,000円

		ティセセンター	多目的ホール	1,100円	1,500円	1,500円
		豊岡市立資母	研修室	600円	800円	800円
		地区コミュニ	和室	600円	700円	700円
		ティセセンター	調理実習室	600円	800円	800円
			多目的ホール	1,000円	1,300円	1,300円
備考 略		備考 略				

第86号議案

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

多機能端末機による印鑑登録証明の請求の方法に、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を用いた請求を加えるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年豊岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「平成14年法律第153号」の右に「。以下この項において「公的個人認証法」という。」を、「個人番号カードをいう。）」の右に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

多機能端末機による印鑑登録証明の請求の方法に、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を用いた請求を加えること。(第12条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（印鑑登録証明の請求） 第12条 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>利用者証明用電子証明書</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。）を自ら操作を行うことにより、印鑑登録証明を市長に請求することができる。	（印鑑登録証明の請求） 第12条 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>以下この項において「公的個人認証法」という。</u>）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）<u>又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いて多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。）を自ら操作を行うことにより、印鑑登録証明を市長に請求することができる。</u>

第87号議案

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

竹野健康福祉センターのあり方の見直しに伴い、当該センターの施設のうちOA
研修室を廃止し、機能回復訓練室を設置するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表第3 会議室の項の前に次のように加える。

機能回復訓練室	2,100円	3,400円	4,400円
---------	--------	--------	--------

別表第3 O A研修室の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

竹野健康福祉センターに、機能回復訓練室を設置し、その使用料を定めること及び当該センターの施設のうちOA研修室を廃止すること。(別表第3関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第3（第3条、第10条関係） 豊岡市立竹野健康福祉センター				別表第3（第3条、第10条関係） 豊岡市立竹野健康福祉センター			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで		午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
会議室 ～ 視聴覚研修室	略			<u>機能回復訓練室</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,400円</u>	<u>4,400円</u>
<u>OA研修室</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,600円</u>	<u>3,100円</u>	会議室 ～ 視聴覚研修室	略		
日常生活訓練室兼栄養指導室	略			日常生活訓練室兼栄養指導室	略		
備考 略				備考 略			

第88号議案

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

竹野子育てセンターの移転に伴い、その位置を変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年豊岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「別表第2の1の表」を「別表第2」に改める。

別表第1中「豊岡市竹野町和田389番地の1」を「豊岡市竹野町須谷1478番地」に改める。

別表第2の1の表中「1 豊岡市立子育て総合センター」を「豊岡市立子育て総合センター」に改め、別表第2の2の表を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 竹野子育てセンターの位置を、豊岡市竹野町須谷1478番地とすること。(別表第1関係)
- (2) 竹野子育てセンターの研修室を廃止すること。(別表第2関係)
- (3) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																																	
（一時預かり室の利用者） 第4条の2 <u>別表第2の1の表</u>の一時預かり室を使用できる者は、乳幼児（市に住所を有する生後6箇月に達する日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。以下同じ。）の一時預けをする保護者とする。 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>豊岡市立子育て総合センター</td><td>略</td></tr><tr><td>豊岡市立城崎子育てセンター</td><td>略</td></tr><tr><td>豊岡市立竹野子育てセンター</td><td><u>豊岡市竹野町和田389番地の1</u></td></tr><tr><td>豊岡市立日高子育てセンター ～ 豊岡市立但東子育てセンター</td><td>略</td></tr></table> 別表第2（第10条関係） <u>1 豊岡市立子育て総合センター</u> <table><tr><td>略</td></tr></table> <u>2 豊岡市立竹野子育てセンター</u> <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>午前9時から午後零時まで</th><th>午後1時から午後5時まで</th><th>午後6時から午後10時まで</th></tr><tr><td>第1研修室(和室)</td><td>300円</td><td>500円</td><td>500円</td></tr></table>	名称	位置	豊岡市立子育て総合センター	略	豊岡市立城崎子育てセンター	略	豊岡市立竹野子育てセンター	<u>豊岡市竹野町和田389番地の1</u>	豊岡市立日高子育てセンター ～ 豊岡市立但東子育てセンター	略	略	区分	使用料			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	第1研修室(和室)	300円	500円	500円	（一時預かり室の利用者） 第4条の2 <u>別表第2</u>の一時預かり室を使用できる者は、乳幼児（市に住所を有する生後6箇月に達する日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。以下同じ。）の一時預けをする保護者とする。 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>豊岡市立子育て総合センター</td><td>略</td></tr><tr><td>豊岡市立城崎子育てセンター</td><td>略</td></tr><tr><td>豊岡市立竹野子育てセンター</td><td><u>豊岡市竹野町須谷1478番地</u></td></tr><tr><td>豊岡市立日高子育てセンター ～ 豊岡市立但東子育てセンター</td><td>略</td></tr></table> 別表第2（第10条関係） <u>豊岡市立子育て総合センター</u> <table><tr><td>略</td></tr></table>	名称	位置	豊岡市立子育て総合センター	略	豊岡市立城崎子育てセンター	略	豊岡市立竹野子育てセンター	<u>豊岡市竹野町須谷1478番地</u>	豊岡市立日高子育てセンター ～ 豊岡市立但東子育てセンター	略	略
名称	位置																																	
豊岡市立子育て総合センター	略																																	
豊岡市立城崎子育てセンター	略																																	
豊岡市立竹野子育てセンター	<u>豊岡市竹野町和田389番地の1</u>																																	
豊岡市立日高子育てセンター ～ 豊岡市立但東子育てセンター	略																																	
略																																		
区分	使用料																																	
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで																															
第1研修室(和室)	300円	500円	500円																															
名称	位置																																	
豊岡市立子育て総合センター	略																																	
豊岡市立城崎子育てセンター	略																																	
豊岡市立竹野子育てセンター	<u>豊岡市竹野町須谷1478番地</u>																																	
豊岡市立日高子育てセンター ～ 豊岡市立但東子育てセンター	略																																	
略																																		

第2研修室(洋室)	1,000円	1,400円	1,400円
備考			
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。			
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。			

第89号議案

豊岡市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

漁港漁場整備法の改正に伴い、引用する法律の名称を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市漁港管理条例の一部を改正する条例

豊岡市漁港管理条例(平成17年豊岡市条例第122号)の一部を次のように改正する。
第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

豊岡市漁港管理条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

漁港漁場整備法の改正に伴い、引用する法律の名称を改めること。(第1条関係)

2 附則

この条例は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

豊岡市漁港管理条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）の規定に基づき、市の管理する漁港（以下「漁港」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）の規定に基づき、市の管理する漁港（以下「漁港」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第90号議案

豊岡市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

豊岡市空家等対策協議会条例（平成29年豊岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

豊岡市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

豊岡市空家等対策協議会条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（所掌事務） 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更に関する事項 （2）～（4）略	（所掌事務） 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）空家等対策計画（法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更に関する事項 （2）～（4）略

第91号議案

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令並びに消防庁長官が定める基準の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例

豊岡市火災予防条例（平成17年豊岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第17条の2第1項第4号中「雨水等の侵入防止」を「その筐体は雨水等の浸入防止」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台土に設けなければならない。

第19条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第19条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第17条の2第1項第4号」に改める。

第77条第16号中「蓄電池設備」の右に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第1 厨房設備の項を次のように改める。

厨	気	不	開放式	組込型	14kw以下	100	15	15	15	注：機器
房	体	燃		こんろ・			注		注	本体上
設	燃	以		グリル						方の側
備	料	外		付こん						方又は
				ろ・グリ						後方の
				ドル付						離隔距

			こんろ、 キャビ ネット 型 こん ろ・グリ ル付 こん ろ・グリ ドル付 こん ろ						離を示 す。
			据置型 レンジ	21kw以下	100	15 注	15	15 注	
	不 燃	開放式	組込型 こんろ・ グリル 付 こん ろ・グリ ドル付 こんろ、 キャビ ネット 型 こん ろ・グリ ル付 こん ろ・グリ ドル付 こん ろ	14kw以下	80	0	—	0	
			据置型	21kw以下	80	0	—	0	

			レンジ						
固	不	木炭を燃料とする	炭火焼	—	100	50	50	50	
体	燃	もの	き器						
燃	以								
料	外								
	不	木炭を燃料とする	炭火焼	—	80	30	—	30	
	燃	もの	き器						
		上記に分類さ	使用温度が800℃以	—	250	200	300	200	
		れないもの	上のもの						
			使用温度が300℃以	—	150	100	200	100	
			上800℃未満のもの						
			使用温度が300℃未	—	100	50	100	50	
			満のもの						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の豊岡市火災予防条例（以下「新条例」という。）第19条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第17条第1項第4号（新条例第12条の2第1項及び第3項、第17条第3項、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しな

いものについては、当該規定は、適用しない。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) キュービクル式以外の変電設備についても、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととすること。(第17条関係)
- (2) 規制の対象となる蓄電池設備を、蓄電池容量の単位であるキロワット時を用いて区分すること、建築物からの離隔距離を取らなくてもよいこととする要件に、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準に定めるものを追加すること等の見直しを行うこと。(第19条関係)
- (3) 火を使用する設備等の届出対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除くこと。(第77条関係)
- (4) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めること。(別表第1関係)
- (5) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和6年1月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準の適用に関する経過措置を定めること。(附則第2項から第4項関係)

豊岡市火災予防条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（変電設備） 第17条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (5)～(12) 略 2・3 略 （急速充電設備） 第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 略	（変電設備） 第17条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 略 (4) _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (5)～(12) 略 2・3 略 （急速充電設備） 第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) 略

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 略

2 略

(蓄電池設備)

第19条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第15条第4号、第17条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 略

2 略

(蓄電池設備)

第19条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第15条第4号、第17条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第17条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第77条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(15) 略

(16) 蓄電池設備

(17)・(18) 略

別表第1（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第11条、第12条、第26条、第27条、第28条、第29条関係）

種類					入力	離隔距離(cm)				備考	
						上 方	側 方	前 方	後 方		
炉 ～ 温 風 暖 房 機	略										
	厨	気	不	開放式	組込型	14kw以下	100	15	15	15	注:機器
	房	体	燃		こ ん			注		注	本 体
	設	燃	以		ろ・グ						上 方
	備	料	外		リル付						の 側
					こ ん						方 又
				ろ・グ							は 後
				リドル							方 の

第77条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(15) 略

(16) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

(17)・(18) 略

別表第1（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第11条、第12条、第26条、第27条、第28条、第29条関係）

種類						離隔距離 (cm)					
						入力		上 方	側 方	前 方	後 方
炉 ～ 温 風 暖 房 機	略										
	厨	気	不	開放式	組込型	14kw以下	100	15	15	15	注:機器
	房	体	燃		こ ん			注		注	本 体
	設	燃	以		ろ・グ						上 方
	備	料	外		リル付						の 側
					こ ん						方 又
					ろ・グ						は 後
					リドル						方 の

				付こん						離 隔
				ろ、キ						距 離
				ャビネ						を 示
				ット型						す。
				こ ん						
				ろ・グ						
				リル付						
				こ ん						
				ろ・グ						
				リドル						
				付こん						
				ろ						
				据置型	21kw以下	100	15	15	15	
				レンジ			注		注	
	不	開放式		組込型	14kw以下	80	0	—	0	
	燃			こ ん						
				ろ・グ						
				リル付						
				こ ん						
				ろ・グ						
				リドル						
				付こん						
				ろ、キ						
				ャビネ						
				ット型						

		使用温度が300℃ 未満のもの		100	50	100	50	
ボイラー～電気温水器	略							
備考1～3 略								

		使用温度が300℃ 未満のもの		100	50	100	50	
ボイラー～電気温水器	略							
備考1～3 略								

第92号議案

豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する規定の項番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年豊岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第2号及び第3号」を「第19条第2号及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

子ども・子育て支援法の改正により引用する規定の項番号を改めること。(第3条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市保育の必要性の認定に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（保育の必要性の認定） 第3条 法第19条第1項第2号及び第3号に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である小学校就学前子どもとは、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する小学校就学前子どもとする。 (1)～(12) 略	（保育の必要性の認定） 第3条 法第19条第2号及び第3号に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である小学校就学前子どもとは、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する小学校就学前子どもとする。 (1)～(12) 略

第93号議案

令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ793,601千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,760,305千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地 方 交 付 税		16,930,000	58,055	16,988,055
	1. 地 方 交 付 税	16,930,000	58,055	16,988,055
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		186,753	150	186,903
	1. 分 担 金	4,446	150	4,596
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		773,950	7	773,957
	1. 使 用 料	565,379	7	565,386
16. 国 庫 支 出 金		5,504,524	63,463	5,567,987
	1. 国 庫 負 担 金	2,779,879	46,531	2,826,410
	2. 国 庫 補 助 金	2,683,789	16,932	2,700,721
17. 県 支 出 金		3,255,579	121,270	3,376,849
	1. 県 負 担 金	1,735,654	7,757	1,743,411
	2. 県 補 助 金	1,247,284	113,409	1,360,693
	3. 委 託 金	272,641	104	272,745
18. 財 産 収 入		69,247	918	70,165
	1. 財 産 運 用 収 入	41,262	918	42,180
19. 寄 附 金		1,136,000	2,720	1,138,720
	1. 寄 附 金	1,136,000	2,720	1,138,720
20. 繰 入 金		2,668,842	72,310	2,741,152
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	47,540	126,082	173,622
	2. 基 金 繰 入 金	2,621,302	△53,772	2,567,530
21. 繰 越 金		43,791	519,999	563,790
	1. 繰 越 金	43,791	519,999	563,790
22. 諸 収 入		1,485,210	△13,991	1,471,219
	5. 雑 入	908,503	△13,991	894,512
23. 市 債		3,445,400	△31,300	3,414,100
	1. 市 債	3,445,400	△31,300	3,414,100
歳 入 合 計		47,966,704	793,601	48,760,305

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		267,322	△12,067	255,255
	1. 議 会 費	267,322	△12,067	255,255
2. 総 務 費		7,017,179	537,899	7,555,078
	1. 総 務 管 理 費	6,347,221	511,294	6,858,515
	2. 徴 税 費	373,779	29,798	403,577
	3. 戸籍住民基本台帳費	219,695	△2,519	217,176
	4. 選 挙 費	44,314	△162	44,152
	5. 統 計 調 査 費	5,577	96	5,673
	6. 監 査 委 員 費	26,593	△608	25,985
3. 民 生 費		14,487,610	99,359	14,586,969
	1. 社 会 福 祉 費	4,516,634	△1,365	4,515,269
	2. 老 人 福 祉 費	3,552,247	30,933	3,583,180
	3. 児 童 福 祉 費	5,504,462	9,706	5,514,168
	4. 生 活 保 護 費	914,267	60,085	974,352
4. 衛 生 費		4,771,329	39,895	4,811,224
	1. 保 健 衛 生 費	4,267,060	38,876	4,305,936
	2. 清 掃 費	504,269	1,019	505,288
6. 農 林 水 産 業 費		1,800,522	120,230	1,920,752
	1. 農 業 費	1,411,915	110,491	1,522,406
	2. 林 業 費	362,443	7,827	370,270
	3. 水 産 業 費	26,164	1,912	28,076
7. 商 工 費		1,241,519	△13,226	1,228,293
	1. 商 工 費	1,241,519	△13,226	1,228,293
8. 土 木 費		5,119,831	10,298	5,130,129
	1. 土 木 管 理 費	379,283	25,449	404,732
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,735,359	△35,690	1,699,669
	5. 都 市 計 画 費	2,713,981	9,542	2,723,523
	6. 住 宅 費	205,666	10,997	216,663

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 消 防 費		1, 591, 570	10, 087	1, 601, 657
	1. 消 防 費	1, 591, 570	10, 087	1, 601, 657
10. 教 育 費		5, 429, 542	802	5, 430, 344
	1. 教 育 総 務 費	796, 007	△14, 324	781, 683
	2. 小 学 校 費	699, 627	△28, 838	670, 789
	3. 中 学 校 費	403, 057	1, 345	404, 402
	4. 幼 稚 園 費	239, 359	31, 463	270, 822
	5. 社 会 教 育 費	1, 899, 242	△1, 237	1, 898, 005
	6. 保 健 体 育 費	1, 392, 250	12, 393	1, 404, 643
13. 諸 支 出 金		23, 594	324	23, 918
	1. 普 通 財 産 取 得 費	23, 594	324	23, 918
歳 出 合 計		47, 966, 704	793, 601	48, 760, 305

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
有償旅客運送運行管理業務	令和6年度から 令和8年度まで	210,408
豊岡農業スクール開校事業	令和6年度	8,660
橋りょう長寿命化事業	令和6年度	83,058
中央公園整備事業	令和6年度	6,490
通学バス運行管理業務	令和6年度から 令和8年度まで	254,479
通学バス車両更新	令和6年度	16,320
認定こども園通園バス運行管理業務	令和6年度から 令和8年度まで	15,450
計		594,865

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
コミュニティセンター整備事業費	183,900	186,200
〔高橋地区コミュニティセンター〕	〔 0 〕	〔 2,300 〕
治 山 事 業 費	185,800	191,600
〔林地崩壊対策事業〕	〔 185,800 〕	〔 191,600 〕
公 園 整 備 事 業 費	12,600	13,500
〔公園施設長寿命化事業〕	〔 12,600 〕	〔 13,500 〕
臨 時 財 政 対 策 債	193,600	153,300
計	3,445,400	3,414,100

令和５年度豊岡市一般会計
補正予算（第５号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税	16,930,000	58,055	16,988,055
14. 分担金及び負担金	186,753	150	186,903
15. 使用料及び手数料	773,950	7	773,957
16. 国庫支出金	5,504,524	63,463	5,567,987
17. 県支出金	3,255,579	121,270	3,376,849
18. 財産収入	69,247	918	70,165
19. 寄附金	1,136,000	2,720	1,138,720
20. 繰入金	2,668,842	72,310	2,741,152
21. 繰越金	43,791	519,999	563,790
22. 諸収入	1,485,210	△13,991	1,471,219
23. 市債	3,445,400	△31,300	3,414,100
歳入合計	47,966,704	793,601	48,760,305

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費	267,322	△12,067	255,255
2. 総 務 費	7,017,179	537,899	7,555,078
3. 民 生 費	14,487,610	99,359	14,586,969
4. 衛 生 費	4,771,329	39,895	4,811,224
6. 農 林 水 産 業 費	1,800,522	120,230	1,920,752
7. 商 工 費	1,241,519	△13,226	1,228,293
8. 土 木 費	5,119,831	10,298	5,130,129
9. 消 防 費	1,591,570	10,087	1,601,657
10. 教 育 費	5,429,542	802	5,430,344
13. 諸 支 出 金	23,594	324	23,918
歳 出 合 計	47,966,704	793,601	48,760,305

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△12,067
104	2,300	△13,263	548,758
52,596		96,479	△49,716
44,412		29,305	△33,822
122,442	5,800	212	△8,224
△44,784		55	31,503
1,000	900		8,398
			10,087
8,963		1,352	△9,513
		324	
184,733	9,000	114,464	485,404

2. 歳 入

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 地 方 交 付 税	16,930,000	58,055	16,988,055
計	16,930,000	58,055	16,988,055

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 農 林 水 産 業 費 分 担 金	2,576	150	2,726
計	4,446	150	4,596

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 使 用 料	41,251	7	41,258
計	565,379	7	565,386

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費 国 庫 負 担 金	2,774,279	2,119	2,776,398
4. 衛 生 費 国 庫 負 担 金	1,600	44,412	46,012
計	2,779,879	46,531	2,826,410

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地 方 交 付 税	58,055	普通交付税 58,055

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 林 業 費 分 担 金	150	治山事業費分担金 150

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総 務 管 理 使 用 料	7	行政財産目的外使用料 7

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 社会福祉費負担金	1,372	特別障害者手当等給付費負担金（過年度分） 284 障害者（児）自立支援給付費負担金（過年度分） 1,088
2. 老人福祉費負担金	684	低所得者保険料軽減負担金（過年度分） 684
3. 児童福祉費負担金	63	児童手当負担金（過年度分） 63
1. 保健衛生費負担金	44,412	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 44,412

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	1,462,201	15,861	1,478,062
6. 土木費国庫補助金	399,035	1,000	400,035
8. 教育費国庫補助金	42,826	71	42,897
計	2,683,789	16,932	2,700,721

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,732,896	7,757	1,740,653
計	1,735,654	7,757	1,743,411

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	488,287	20,368	508,655
5. 農林水産業費県補助金	677,230	93,041	770,271

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 老人福祉費補助金	7,694	地域介護・福祉空間整備等交付金	7,694
3. 児童福祉費補助金	8,167	放課後児童健全育成事業費補助金 子どものための教育・保育給付交付金 保育環境改善等事業費補助金	△451 8,858 △240
3. 都市計画費補助金	1,000	社会資本整備総合交付金 公園施設長寿命化事業費	1,000 1,000
1. 教育総務費補助金	71	学校安全特別対策事業費補助金	71

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	544	障害者（児）自立支援給付費負担金	544
2. 老人福祉費負担金	2	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	2
3. 児童福祉費負担金	3,408	教育・保育給付費負担金 児童手当負担金（過年度分）	3,403 5
4. 生活保護費負担金	3,803	生活保護費負担金（過年度分）	3,803

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費補助金	1,185	重度障害者医療費助成事業費補助金（過年度分） 乳幼児等医療費助成事業費補助金（過年度分） 高齢重度障害医療費助成事業費補助金（過年度分） こども医療費助成事業費補助金（過年度分）	77 162 389 557
2. 老人福祉費補助金	11,448	定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費補助金	11,448
3. 児童福祉費補助金	7,735	放課後児童健全育成事業費補助金 保育施設等一時支援補助金	△451 8,186
1. 農業費補助金	84,041	園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金 農業生産コスト低減緊急対策事業費補助金	677 83,364
2. 林業費補助金	9,000	治山事業費補助金	9,000

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
計	1,247,284	113,409	1,360,693

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	154,315	104	154,419
計	272,641	104	272,745

(款) 18. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	16,785	918	17,703
計	41,262	918	42,180

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	0	2,720	2,720
計	1,136,000	2,720	1,138,720

(款) 20. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険事業特別会計繰入金	0	17,133	17,133
3. 介護保険事業特別会計繰入金	0	77,939	77,939

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5. 統計調査費委託金	104	国勢調査事務委託金 11 港湾統計調査事務委託金 1 統計調査員確保対策事業費委託金 24 住宅・土地統計調査事務委託金 68

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 利子及び配当金	918	豊岡まちづくり㈱出資配当金 918

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般寄附金	2,720	一般寄附金 2,720

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 国民健康保険事業特別会計繰入金	17,133	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金 11,091 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰入金 6,042
1. 介護保険事業特別会計繰入金	77,939	介護保険事業特別会計繰入金 77,939

(款) 20. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4. 診療所事業特別会計繰入金	0	29,305	29,305
7. 太陽光発電事業特別会計繰入金	47,540	324	47,864
8. 水道事業会計繰入金	0	300	300
20. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	0	1,081	1,081
計	47,540	126,082	173,622

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,692,402	△55,150	1,637,252
6. コウノトリ基金繰入金	22,454	1,378	23,832
計	2,621,302	△53,772	2,567,530

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	43,791	519,999	563,790
計	43,791	519,999	563,790

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	906,991	△13,991	893,000

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 診療所事業特別会計繰入金	29,305	診療所事業特別会計繰入金 29,305
1. 太陽光発電事業特別会計繰入金	324	太陽光発電事業特別会計繰入金 324
1. 水道事業会計繰入金	300	水道事業会計繰入金 300
1. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	1,081	後期高齢者医療事業特別会計繰入金 1,081

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	△55,150	財政調整基金繰入金 △55,150
1. コウノトリ基金繰入金	1,378	コウノトリ基金繰入金 1,378

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	519,999	前年度繰越金 519,999

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 学校給食徴収金	1,352	学校給食徴収金 1,352
3. 雑 入	△15,343	広告料 247 モニター 247 頒布代 △500 書籍等 △500 受託料 50

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(雑 入)			
計	908,503	△13,991	894,512

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 債	212,100	2,300	214,400
6. 農 林 水 産 業 債	311,900	5,800	317,700
8. 土 木 債	709,900	900	710,800
14. 臨 時 財 政 対 策 債	193,600	△40,300	153,300
計	3,445,400	△31,300	3,414,100

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
(雑	入)	農地中間管理事業推進業務	50
		保育所給食費負担金	326
		事業助成金	△3,000
		永楽館自主事業助成金	△3,000
		市民会館等入場料	△12,415
		永楽館	△12,415
		指定管理者納付金	△63
		まちなか交流館	△63
		返納金	12
		補助金返納金	12

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1. 総務管理債	2,300	コミュニティセンター整備事業債	2,300
		高橋地区コミュニティセンター	2,300
2. 林業債	5,800	治山事業債	5,800
		林地崩壊対策事業	5,800
5. 都市計画債	900	公園整備事業債	900
		公園施設長寿命化事業	900
1. 臨時財政対策債	△40,300	臨時財政対策債	△40,300

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	267,322	△12,067	255,255				△12,067
計	267,322	△12,067	255,255				△12,067

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	1,982,543	△12,848	1,969,695				△12,848

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△4,320	人件費 △12,067 議員報酬 △4,320
2. 給料	△2,156	一般職給 △2,156 一般職員 △2,156
3. 職員手当等	△3,513	扶養手当 △282 通勤手当 △100
4. 共済費	△2,078	期末手当 △740 勤勉手当 △569 議員期末手当 △1,822 共済組合負担金 △717 議員共済組合負担金 △1,361

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	3,936	人件費 △21,971 会計年度任用職員報酬 3,936
2. 給料	△12,909	パートタイム職員 3,936 一般職給 △12,909 一般職員 △12,909
3. 職員手当等	△4,805	扶養手当 708
4. 共済費	△2,887	住居手当 △1,608 通勤手当 523
7. 報償費	10	管理職手当 △574 期末手当 △1,893
8. 旅費	412	勤勉手当 △2,156 児童手当 195
12. 委託料	7,993	共済組合負担金 △3,145 健保、厚生年金保険料 258
18. 負担金、補助及び交付金	△4,598	負担金 △5,306 退職手当組合 △5,258 職員互助会 △48 一般管理費【D X・行財政改革推進課・総務課】 8,261 業務委託料 7,553 電子決裁・文書管理システム構築業務 補助金 708 地区集会施設整備費 708 行革推進事業費【D X・行財政改革推進課】 862 報償金 10 費用弁償 52 普通旅費 360 業務委託料 440 市民との共創研修業務

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 財 産 管 理 費	828,139	510,272	1,338,411			1,274	508,998
6. 企 画 費	616,832	400	617,232				400
8. 公共交通対策費	348,328	5,642	353,970				5,642
9. 環境政策推進費	351,708	948	352,656				948
10. コウノトリ野生復 帰推進事業費	101,422	634	102,056			1,378	△744
11. 情報管理費	374,045	△8,854	365,191				△8,854

一般会計

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
11. 役 務 費	845	庁舎管理費 【D X・行財政改革推進課】 △1,793 庁用備品 △1,793
17. 備 品 購 入 費	△1,793	基金管理費 【財政課・文化・スポーツ振興課・農林 水産課・教育総務課】 511,020
24. 積 立 金	511,020	財政調整基金積立金 720 市債管理基金積立金 520,000
27. 繰 出 金	200	奨学基金積立金 300 森林環境基金積立金 △10,000 財産管理費 【資産活用課】 645 手数料 445 城崎町湯島財産区特別会計繰出金 200 公共施設包括管理事業費 【資産活用課】 400 通信運搬費 400
22. 償還金、利子及び割 引 料	400	地方創生推進費 【経営企画課】 400 国庫負担金等精算返納金 400 国庫補助金返納金 400
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	5,642	バス交通対策事業費 【都市整備課】 2,200 補助金 2,200 地域公共交通運行支援事業費 2,200 公共交通利用促進事業費 【都市整備課】 3,442 負担金 3,442 路線バス等キャッシュレス化実証実験事業 3,442
2. 給 料	△398	人件費 948 一般職給 △398
3. 職 員 手 当 等	1,320	一般職員 △398 住居手当 308
4. 共 済 費	26	通勤手当 △255 時間外勤務手当 1,708 期末手当 △241 勤勉手当 △200 共済組合負担金 26
2. 給 料	△1,414	人件費 △1,137 一般職給 △1,414
3. 職 員 手 当 等	467	一般職員 △1,414 扶養手当 738
4. 共 済 費	△190	通勤手当 196 管理職手当 △574
8. 旅 費	724	期末手当 △202 勤勉手当 △291
10. 需 用 費	1,047	児童手当 600 共済組合負担金 △190 コウノトリ野生復帰推進事業費 【コウノトリ共生課 】 1,771 費用弁償 129 普通旅費 595 修繕料 1,047
1. 報 酬	△2,152	人件費 △12,503 会計年度任用職員報酬 △2,152

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(情 報 管 理 費)							
12. 市 民 プ ラ ザ 費	68,528	810	69,338				810
22. 但馬空港利用促進 費	82,103	△220	81,883				△220
32. 地域コミュニティ 推 進 費	542,940	1,855	544,795		2,300		△445
34. 地方創生推進事業 費	780,125	12,655	792,780			△15,915	28,570

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△4,827	パートタイム職員 △2,152 一般職給 △4,827
3. 職 員 手 当 等	△3,535	一般職員 △4,827 扶養手当 △180
4. 共 済 費	△1,989	通勤手当 △196 管理職手当 △755
12. 委 託 料	△264	期末手当 △1,523 勤勉手当 △881
13. 使用料及び賃借料	3,913	共済組合負担金 △1,731 健保、厚生年金保険料 △258 行政情報化推進事業費 【D X・行財政改革推進課】 5,374 O A機器借上料 5,374 D X推進事業費 【D X・行財政改革推進課】 △1,725 業務委託料 △264 システム運用・保守業務 機器借上料 △2,253 クラウド使用料 792
18. 負担金、補助及び 交 付 金	810	市民プラザ管理費 【地域づくり課】 810 負担金 810 修繕工事費 810
1. 報 酬	△27	人件費 △220 会計年度任用職員報酬 △27
3. 職 員 手 当 等	△154	パートタイム職員 △27 通勤手当 △154
4. 共 済 費	△39	共済組合負担金 △16 健保、厚生年金保険料 △23
1. 報 酬	△366	人件費 △785 会計年度任用職員報酬 △366
3. 職 員 手 当 等	△264	パートタイム職員 △366 通勤手当 19
4. 共 済 費	△155	期末手当 △283 共済組合負担金 △94
12. 委 託 料	2,640	健保、厚生年金保険料 △61 コミュニティセンター管理費 【地域づくり課】 2,640 投資委託料 2,640 実施設計
10. 需 用 費	△595	定住推進事業費 【地域づくり課】 1,000 補助金 1,000
11. 役 務 費	△987	コワーキングスペース開設支援事業費 1,000
12. 委 託 料	△5,698	出石永楽館歌舞伎開催事業費 【出石地域振興課】 △10,345 食糧費 △54 印刷製本費 △541
13. 使用料及び賃借料	△2,665	手数料 △987 業務委託料 △198
18. 負担金、補助及び 交 付 金	22,600	警備業務 事業委託料 △5,500 歌舞伎公演事業 会場借上料 △170 自動車借上料 △622

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(地方創生推進事業 費)							
計	6,347,221	511,294	6,858,515		2,300	△13,263	522,257

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 税 務 総 務 費	263,941	19,535	283,476				19,535
2. 賦 課 徴 収 費	109,838	10,263	120,101				10,263
計	373,779	29,798	403,577				29,798

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		建物借上料 △1,708 用品借上料 △165 補助金 △400 永楽館歌舞伎観劇バス運行事業費 △400 地域おこし協力隊推進事業費 【地域づくり課】 22,000 補助金 22,000 起業支援事業費 22,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△519	人件費 19,535 会計年度任用職員報酬 △519
2. 給 料	9,092	パートタイム職員 △519 一般職給 9,092
3. 職 員 手 当 等	5,875	一般職員 9,092 扶養手当 301
4. 共 済 費	5,087	住居手当 754 通勤手当 339 管理職手当 393 期末手当 2,623 勤勉手当 2,070 児童手当 △605 共済組合負担金 5,161 健保、厚生年金保険料 △74
12. 委 託 料	10,263	賦課徴収事務費 【税務課】 10,263 業務委託料 10,263 滞納整理システム改修業務 基幹システム改修業務

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 戸籍住民基本台帳費	219,695	△2,519	217,176				△2,519
計	219,695	△2,519	217,176				△2,519

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 選挙管理委員会費	15,402	△162	15,240				△162
計	44,314	△162	44,152				△162

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 統計調査総務費	378	27	405	35			△8

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△14	人件費 △2,519 会計年度任用職員報酬 △14 パートタイム職員 △14 一般職給 △1,666 一般職員 △1,666 扶養手当 △817 住居手当 309 通勤手当 △165 管理職手当 △1,185 期末手当 352 勤勉手当 230 児童手当 △400 共済組合負担金 809 健保、厚生年金保険料 28
2. 給料	△1,666	
3. 職員手当等	△1,676	
4. 共済費	837	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△21	人件費 △162 一般職給 △21 一般職員 △21 通勤手当 △63 共済組合負担金 △78
3. 職員手当等	△63	
4. 共済費	△78	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8. 旅費	11	統計調査総務費 【総務課】 3 普通旅費 11 負担金 △8 近畿都市統計協議会 △8
10. 需用費	12	調査員確保対策事業費 【総務課】 24 消耗品費 3 修繕料 9 通信運搬費 12
11. 役務費	12	
18. 負担金、補助及び交付金	△8	

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7. 基幹統計調査費	742	1	743	1			
39. 住宅・土地統計調査費	4,443	68	4,511	68			
計	5,577	96	5,673	104			△8

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 監 査 委 員 費	26,593	△608	25,985				△608
計	26,593	△608	25,985				△608

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会福祉総務費	1,442,401	△16,204	1,426,197	284		17,133	△33,621

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10. 需 用 費	1	港湾統計調査費 【建設課】 1 消耗品費 1
1. 報 酬	180	人件費 180 指導員報酬 38 調査員報酬 142
8. 旅 費	15	住宅・土地統計調査費 【総務課】 △112
10. 需 用 費	25	普通旅費 15 消耗品費 30
11. 役 務 費	△142	印刷製本費 △5 通信運搬費 △142
13. 使用料及び賃借料	△10	著作権料 △10

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△28	人件費 △608 会計年度任用職員報酬 △28
2. 給 料	△502	パートタイム職員 △28 一般職給 △502
3. 職 員 手 当 等	△11	一般職員 △502
4. 共 済 費	△67	扶養手当 240 通勤手当 △24 期末手当 △102 勤勉手当 △125 共済組合負担金 △67

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	2,032	人件費 △18,351 会計年度任用職員報酬 2,032
2. 給 料	△11,018	パートタイム職員 2,032 一般職給 △11,018
3. 職 員 手 当 等	△6,724	一般職員 △11,018

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(社会福祉総務費)							
10. 医療費助成事業費	364,380	2,598	366,978	1,185			1,413
15. 障害者総合支援事業費	2,416,886	8,667	2,425,553	2,154			6,513
16. 生活困窮者自立支援事業費	21,421	3,574	24,995				3,574

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	△2,641	扶養手当 △432 住居手当 548
27. 繰 出 金	2,147	通勤手当 △584 管理職手当 △2,205 期末手当 △1,957 勤勉手当 △1,974 児童手当 △120 共済組合負担金 △2,897 健保、厚生年金保険料 256 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【国保・年金課】 2,187 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 2,187 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健康増進課】 △40 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 △40
22. 償還金、利子及び割引	2,598	高齢期移行助成事業費 【国保・年金課】 231 国県負担金等精算返納金 231 県補助金返納金 231 乳幼児等医療費助成事業費 【国保・年金課】 2,329 国県負担金等精算返納金 2,329 県補助金返納金 2,329 母子家庭等医療費助成事業費 【国保・年金課】 22 国県負担金等精算返納金 22 県補助金返納金 22 こども医療費助成事業費 【国保・年金課】 16 国県負担金等精算返納金 16 県補助金返納金 16
1. 報 酬	256	人件費 334 会計年度任用職員報酬 256
3. 職 員 手 当 等	52	パートタイム職員 256 期末手当 52
4. 共 済 費	26	共済組合負担金 10 健保、厚生年金保険料 16
18. 負担金、補助及び交付金	522	障害者（児）自立支援給付事業費 【社会福祉課】 7,811 国県負担金等精算返納金 7,811 国庫負担金返納金 5,207 県負担金返納金 2,604
22. 償還金、利子及び割引	7,811	地域生活支援事業費 【社会福祉課】 522 交付金 522 物価高騰対策支援金 522
22. 償還金、利子及び割引	3,574	自立相談支援事業費 【社会福祉課】 950 国県負担金等精算返納金 950 国庫負担金返納金 950 住居確保給付金支給事業費 【社会福祉課】 1,747 国県負担金等精算返納金 1,747 国庫負担金返納金 1,747 一時生活支援事業費 【社会福祉課】 397 国県負担金等精算返納金 397 国庫補助金返納金 397

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(生活困窮者自立支援事業費)							
計	4,516,634	△1,365	4,515,269	3,623		17,133	△22,121

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 老人福祉総務費	3,089,893	343	3,090,236	686		79,020	△79,363
2. 老人福祉事業費	132,831	22,896	155,727	11,448			11,448
9. 老人福祉施設整備費	139,802	7,694	147,496	7,694			
計	3,552,247	30,933	3,583,180	19,828		79,020	△67,915

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 児童福祉総務費	1,753,676	42,066	1,795,742	208			41,858

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		生活困窮者自立支援金給付事業費 【社会福祉課】 480 国県負担金等精算返納金 480 国庫補助金返納金 480

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△138	人件費 △295 一般職給 △138
3. 職 員 手 当 等	△236	一般職員 △138 管理職手当 △181
4. 共 済 費	79	期末手当 △30 勤勉手当 △25 共済組合負担金 79
27. 繰 出 金	638	介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】 △947 介護保険事業特別会計繰出金 △947 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【国保・年金課 】 1,585 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 1,585
18. 負担金、補助及び 交 付 金	22,896	老人福祉事業費 【高年介護課】 22,896 補助金 22,896 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業費 22,896
18. 負担金、補助及び 交 付 金	7,694	民間老人福祉施設助成事業費 【高年介護課】 7,694 交付金 7,694 地域介護・福祉空間整備等交付金 7,694

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△695	人件費 15,049 会計年度任用職員報酬 △695
2. 給 料	5,743	パートタイム職員 △695 一般職給 5,743

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(児童福祉総務費)							
2. 放課後児童クラブ 運 営 費	319,490	767	320,257	△254			1,021

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	7,540	一般職員 5,743
4. 共 済 費	2,461	扶養手当 413
10. 需 用 費	40	住居手当 832
11. 役 務 費	43	通勤手当 349
12. 委 託 料	472	管理職手当 2,204
17. 備 品 購 入 費	1,101	期末手当 1,927
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	2,005	勤勉手当 1,245
22. 償 還 金、利 子 及 び 割 引	23,356	児童手当 570
		共済組合負担金 2,596
		健保、厚生年金保険料 △125
		学校共済組合負担金 △10
		児童福祉総務費 【幼児育成課】 13,883
		国県負担金等精算返納金 13,883
		国庫負担金返納金 13,873
		県負担金返納金 10
		児童扶養手当給付事業費 【こども支援課】 287
		国県負担金等精算返納金 287
		国庫負担金返納金 287
		子育てセンター管理費 【こども未来課】 1,656
		修繕料 40
		手数料 43
		業務委託料 472
		看板設置業務
		情報系ネットワーク移設業務
		事業用備品 1,101
		子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 【こども支援課】 8,250
		国県負担金等精算返納金 8,250
		国庫補助金返納金 8,250
		市民交流広場及びこども広場管理費 【こども未来課】 2,005
		負担金 2,005
		修繕工事費 2,005
		こども支援センター運営事業費 【こども支援課】 64
		国県負担金等精算返納金 64
		国庫補助金返納金 64
		生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費 【こども支援課】 872
		国県負担金等精算返納金 872
		国庫補助金返納金 872
1. 報 酬	△292	人件費 △1,025
3. 職 員 手 当 等	△462	会計年度任用職員報酬 △292
4. 共 済 費	△271	パートタイム職員 △292
10. 需 用 費	△1,356	通勤手当 125
14. 工 事 請 負 費	2,500	期末手当 △587
18. 負 担 金、補 助 及 び	648	共済組合負担金 △177
		健保、厚生年金保険料 △94
		放課後児童健全育成事業費 【幼児育成課】 △708
		消耗品費 △1,356
		交付金 648
		物価高騰対策支援金 648

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(放課後児童クラブ 運 営 費)							
4. 私 立 保 育 所 費	2,649,067	12,112	2,661,179	24,373			△12,261
5. 公 立 保 育 所 費	753,844	△45,244	708,600	1,015		326	△46,585
6. 母子・父子福祉費	28,385	5	28,390				5
計	5,504,462	9,706	5,514,168	25,342		326	△15,962

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 生活保護総務費	58,587	△8,612	49,975				△8,612

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
交 付 金		放課後児童クラブ整備事業費 【幼児育成課】 2,500 補修工事費 2,500 トイレ
18. 負担金、補助及び 交 付 金	12,112	私立保育園等振興事業費 【幼児育成課】 12,112 補助金 4,714 物価高騰対策事業費 4,714 交付金 7,398 物価高騰対策支援金 7,398
1. 報 酬	376	人件費 △46,345 会計年度任用職員報酬 376
2. 給 料	△27,841	パートタイム職員 376 一般職給 △27,841
3. 職 員 手 当 等	△11,016	一般職員 △18,812 会計年度任用職員 △9,029
4. 共 済 費	△7,864	扶養手当 △840 住居手当 △246
10. 需 用 費	1,101	通勤手当 △496 管理職手当 △574 期末手当 △4,929 勤勉手当 △3,361 児童手当 △570 共済組合負担金 1,750 健保、厚生年金保険料 △950 学校共済組合負担金 △8,664 児童保育運営事業費 【幼児育成課】 1,101 消耗品費 △480 賄材料費 1,581
3. 職 員 手 当 等	△29	人件費 △56 通勤手当 △29
4. 共 済 費	△27	共済組合負担金 △27
22. 償還金、利子及び割 引 料	61	母子・父子福祉事業費 【こども支援課】 61 国県負担金等精算返納金 61 国庫補助金返納金 61

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△18	人件費 △8,768 会計年度任用職員報酬 △18
2. 給 料	△4,302	パートタイム職員 △18 一般職給 △4,302

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(生活保護総務費)							
2. 扶 助 費	855,680	68,697	924,377	3,803			64,894
計	914,267	60,085	974,352	3,803			56,282

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健衛生総務費	459,202	△23,040	436,162				△23,040
3. 予 防 費	234,126	61,941	296,067	44,412			17,529
4. 環 境 衛 生 費	20,185	705	20,890				705

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△2,595	一般職員 △4,302 扶養手当 △42
4. 共 済 費	△1,853	住居手当 △336 通勤手当 14
22. 償還金、利子及び割引料	156	期末手当 △1,145 勤勉手当 △936 児童手当 △150 共済組合負担金 △1,853 生活保護適正実施推進事業費 【社会福祉課】 156 国県負担金等精算返納金 156 国庫負担金返納金 64 国庫補助金返納金 92
22. 償還金、利子及び割引料	68,697	生活保護措置費 【社会福祉課】 68,697 国県負担金等精算返納金 68,697 国庫負担金返納金 68,697

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△2,352	人件費 △23,040 会計年度任用職員報酬 △2,352
2. 給 料	△11,389	パートタイム職員 △2,352 一般職給 △11,389
3. 職 員 手 当 等	△5,693	一般職員 △11,389 扶養手当 △696
4. 共 済 費	△3,606	住居手当 △336 通勤手当 △62 期末手当 △2,164 勤勉手当 △2,055 児童手当 △380 共済組合負担金 △3,363 健保、厚生年金保険料 △243
21. 補償、補填及び賠償金	44,412	予防接種事業費 【健康増進課】 61,941 補償金 44,412 予防接種健康被害救済給付金 44,412
22. 償還金、利子及び割引料	17,529	国県負担金等精算返納金 17,529 国庫補助金返納金 17,529
12. 委 託 料	705	クリーン作戦推進事業費 【生活環境課】 705 業務委託料 705 水路土砂収集運搬業務

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 診 療 所 費	103,838	△730	103,108			29,305	△30,035
計	4,267,060	38,876	4,305,936	44,412		29,305	△34,841

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 清 掃 総 務 費	34,349	△519	33,830				△519
2. 塵 芥 処 理 費	441,617	1,538	443,155				1,538
計	504,269	1,019	505,288				1,019

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 農 業 委 員 会 費	67,464	△1,247	66,217				△1,247

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27. 繰 出 金	△730	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】 △730 診療所事業特別会計繰出金 △730

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△49	人件費 △519 一般職給 △49
3. 職 員 手 当 等	△362	一般職員 △49 扶養手当 △120
4. 共 済 費	△108	通勤手当 △29 期末手当 △33 児童手当 △180 共済組合負担金 △108
14. 工 事 請 負 費	1,538	旧清掃施設管理費 【生活環境課】 1,538 補修工事費 1,538 タンク

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△1,238	人件費 △1,500 一般職給 △1,238
3. 職 員 手 当 等	△22	一般職員 △1,238 扶養手当 300
4. 共 済 費	△240	通勤手当 109 管理職手当 181
12. 委 託 料	253	期末手当 △383 勤勉手当 △369 児童手当 140 共済組合負担金 △240 農業委員会費 【農業委員会事務局】 253 業務委託料 253 農地情報公開データ作成業務

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 農 業 総 務 費	177,877	△14,751	163,126				△14,751
3. 農 業 振 興 費	541,891	134,413	676,304	113,442		62	20,909
5. 農 地 費	609,557	△7,924	601,633				△7,924
計	1,411,915	110,491	1,522,406	113,442		62	△3,013

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	43	人件費 △14,751
2. 給 料	△7,943	会計年度任用職員報酬 43 パートタイム職員 43
3. 職 員 手 当 等	△4,268	一般職給 △7,943 一般職員 △7,943
4. 共 済 費	△2,583	扶養手当 △318 住居手当 59 通勤手当 △456 管理職手当 574 期末手当 △1,809 勤勉手当 △1,628 児童手当 △690 共済組合負担金 △2,572 健保、厚生年金保険料 △11
10. 需 用 費	90	農業振興事業費 【農林水産課】 134,351
11. 役 務 費	270	消耗品費 20 修繕料 50 通信運搬費 240
18. 負担金、補助及び 交 付 金	134,041	補助金 134,041 園芸産地における事業継続強化対策事業費 677 農業生産コスト低減緊急対策事業費 83,364 農林水産業生産コスト低減事業費 50,000
22. 償還金、利子及び割 引 料	12	地域計画推進事業費 【農林水産課】 12 国県負担金等精算返納金 12 国県補助金返納金 12 農地中間管理事業推進事業費 【農林水産課】 50 消耗品費 18 印刷製本費 2 通信運搬費 30
2. 給 料	△4,244	人件費 △7,924 一般職給 △4,244
3. 職 員 手 当 等	△2,600	一般職員 △4,244 扶養手当 △345
4. 共 済 費	△1,080	住居手当 △588 通勤手当 △462 期末手当 △627 勤勉手当 △458 児童手当 △120 共済組合負担金 △1,069 健保、厚生年金保険料 △11

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 林 業 総 務 費	38,230	△2,173	36,057				△2,173
2. 林 業 振 興 費	317,038	10,000	327,038	9,000	5,800	150	△4,950
計	362,443	7,827	370,270	9,000	5,800	150	△7,123

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 水 産 業 総 務 費	17,784	32	17,816				32
2. 水 産 業 振 興 費	8,380	1,880	10,260				1,880
計	26,164	1,912	28,076				1,912

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 商 工 総 務 費	96,889	5,992	102,881				5,992

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△974	人件費 △2,173 一般職給 △974
3. 職 員 手 当 等	△655	一般職員 △974 扶養手当 △78
4. 共 済 費	△544	住居手当 △78 通勤手当 △28 期末手当 △264 勤勉手当 △207 共済組合負担金 △544
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	10,000	森林環境整備事業費 【農林水産課】 10,000 補助金 10,000 雪害倒木緊急対策事業費 10,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	32	人件費 32 共済組合負担金 32
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	1,880	水産業振興事業費 【農林水産課】 1,880 補助金 1,880 燃油高騰対策支援事業費 1,880

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△43	人件費 5,992 会計年度任用職員報酬 △43
2. 給 料	3,148	パートタイム職員 △43 一般職給 3,148
3. 職 員 手 当 等	1,714	一般職員 3,148 扶養手当 558
4. 共 済 費	1,173	住居手当 △672 通勤手当 305

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(商 工 総 務 費)							
2. 商 工 振 興 費	861,325	△42,757	818,568	△44,784			2,027
4. 特 産 振 興 費	33,183	118	33,301			118	
5. 観 光 費	122,794	18,490	141,284				18,490
8. 商工施設管理費	131	0	131			△63	63
9. 観光施設管理費	99,294	4,931	104,225				4,931
計	1,241,519	△13,226	1,228,293	△44,784		55	31,503

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 土 木 総 務 費	222,062	25,260	247,322				25,260

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		期末手当 587 勤勉手当 396 児童手当 540 共済組合負担金 1,163 健保、厚生年金保険料 10
3. 職員手当等	144	人件費 154
4. 共済費	10	通勤手当 144 健保、厚生年金保険料 10 商工振興事業費【環境経済課】 △44,784
18. 負担金、補助及び交付金	△44,784	補助金 △44,784 中小企業者省エネ設備等導入支援事業費 △44,784 中小企業金融対策事業費【環境経済課】 1,873
21. 補償、補填及び賠償金	1,873	補償金 1,873 損失補償金 1,873
18. 負担金、補助及び交付金	118	特産振興事業費【環境経済課】 118 負担金 118 豊岡商工会議所 118
1. 報酬	1,437	人件費 18,490
2. 給料	8,648	会計年度任用職員報酬 1,437 パートタイム職員 1,437 一般職給 8,648
3. 職員手当等	4,866	一般職員 8,648
4. 共済費	3,539	扶養手当 678 住居手当 △336 通勤手当 202 期末手当 2,446 勤勉手当 1,636 児童手当 240 共済組合負担金 3,378 健保、厚生年金保険料 161
		財源更正
14. 工事請負費	4,931	観光施設管理費【竹野地域振興課】 4,931 解体工事費 4,931 炊飯場

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	13,703	人件費 25,260

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(土 木 総 務 費)							
4. 排水機樋門管理費	112,560	189	112,749				189
計	379,283	25,449	404,732				25,449

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 道路橋りょう総務費	119,437	△8,383	111,054				△8,383
3. 道路新設改良費	147,504	△2,239	145,265				△2,239

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	7,113	一般職給 13,703 一般職員 13,703
4. 共済費	4,444	扶養手当 △258 住居手当 △29 通勤手当 139 管理職手当 966 期末手当 3,165 勤勉手当 2,680 児童手当 450 共済組合負担金 4,455 健保、厚生年金保険料 △11
1. 報酬	11	人件費 189 会計年度任用職員報酬 11
2. 給料	△390	パートタイム職員 11 一般職給 △390 一般職員 △390
3. 職員手当等	508	扶養手当 78 住居手当 330 通勤手当 △264 期末手当 449 勤勉手当 △105 児童手当 20 共済組合負担金 31 健保、厚生年金保険料 29
4. 共済費	60	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△5,864	人件費 △10,179 一般職給 △5,864 一般職員 △5,864
3. 職員手当等	△2,845	扶養手当 △190 住居手当 △228 通勤手当 △330
4. 共済費	△1,470	期末手当 △1,182 勤勉手当 △955 児童手当 40 共済組合負担金 △1,470
12. 委託料	1,796	道路橋りょう総務費 【建設課】 1,796 業務委託料 1,796 道路台帳更新業務
2. 給料	△1,228	人件費 △2,239

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(道路新設改良費)							
5. 橋りょう維持費	472,463	△25,068	447,395				△25,068
計	1,735,359	△35,690	1,699,669				△35,690

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 都市計画総務費	126,323	7,042	133,365				7,042
2. 公園管理費	60,639	2,500	63,139	1,000	900		600
計	2,713,981	9,542	2,723,523	1,000	900		7,642

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△645	一般職給 △1,228 一般職員 △1,228
4. 共 済 費	△366	扶養手当 258 住居手当 234 通勤手当 120 管理職手当 △574 期末手当 △366 勤勉手当 △347 児童手当 30 共済組合負担金 △366
12. 委 託 料	5,632	橋りょう長寿命化事業費 【建設課】 △25,068 工事委託料 5,632
14. 工 事 請 負 費	△30,700	五荘大橋 補修工事費 △30,700 橋りょう等

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	4,216	人件費 7,042 一般職給 4,216
3. 職 員 手 当 等	1,269	一般職員 4,216 扶養手当 △918
4. 共 済 費	1,557	住居手当 41 通勤手当 △82 管理職手当 574 期末手当 863 勤勉手当 861 児童手当 △70 共済組合負担金 1,557
14. 工 事 請 負 費	2,500	公園施設長寿命化事業費 【都市整備課】 2,500 整備工事費 2,500 中央公園

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 住 宅 管 理 費	205,666	10,997	216,663				10,997
計	205,666	10,997	216,663				10,997

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 常 備 消 防 費	1,063,286	△8,543	1,054,743				△8,543
2. 非 常 備 消 防 費	379,670	16,416	396,086				16,416

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△1,927	人件費 △2,503 会計年度任用職員報酬 △1,927
2. 給 料	△210	パートタイム職員 △1,927 一般職給 △210
3. 職 員 手 当 等	△314	一般職員 △210 扶養手当 △138
4. 共 済 費	△52	通勤手当 94 管理職手当 181
10. 需 用 費	8,100	期末手当 △499 勤勉手当 △72
14. 工 事 請 負 費	5,400	児童手当 120 共済組合負担金 179 健保、厚生年金保険料 △231 住宅管理費 【建築住宅課】 13,500 修繕料 8,100 補修工事費 5,400 市営住宅

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△7,178	人件費 △8,543 一般職給 △7,178
3. 職 員 手 当 等	△1,075	一般職員 △7,178 扶養手当 41
4. 共 済 費	△290	通勤手当 △247 管理職手当 574 期末手当 △1,207 勤勉手当 △1,016 児童手当 780 共済組合負担金 △290
2. 給 料	7,022	人件費 14,936 一般職給 7,022
3. 職 員 手 当 等	5,070	一般職員 7,022 扶養手当 558
4. 共 済 費	2,844	通勤手当 24 管理職手当 1,238
14. 工 事 請 負 費	1,480	期末手当 1,758 勤勉手当 1,372 児童手当 120 共済組合負担金 2,844 非常備消防事業費 【危機管理課】 1,480 補修工事費 1,480

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(非常備消防費)							
5. 災 害 対 策 費	60,352	2,214	62,566				2,214
計	1,591,570	10,087	1,601,657				10,087

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 教 育 委 員 会 費	2,908	61	2,969				61
2. 事 務 局 費	319,806	△12,291	307,515				△12,291
4. 教育研修センター費	10,422	△116	10,306				△116
5. 学 校 振 興 費	283,254	△4,323	278,931	71			△4,394

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		消防施設
10. 需 用 費	879	防災行政無線管理費 【危機管理課】 2,214
11. 役 務 費	196	修繕料 879
14. 工 事 請 負 費	1,139	手数料 196
		設置工事費 1,139
		引込線等

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9. 交 際 費	61	教育委員会費 【教育総務課】 61
		交際費 61
1. 報 酬	△118	人件費 △12,291
2. 給 料	△6,943	会計年度任用職員報酬 △118
3. 職 員 手 当 等	△3,295	パートタイム職員 △118
4. 共 済 費	△1,935	一般職給 △6,943
		一般職員 △6,943
		扶養手当 △240
		住居手当 △288
		通勤手当 △214
		管理職手当 574
		期末手当 △1,648
		勤勉手当 △1,184
		児童手当 △295
		共済組合負担金 △2,028
		健保、厚生年金保険料 △14
		学校共済組合負担金 107
1. 報 酬	△36	人件費 △116
3. 職 員 手 当 等	△57	会計年度任用職員報酬 △36
4. 共 済 費	△23	パートタイム職員 △36
		通勤手当 △57
		共済組合負担金 △11
		健保、厚生年金保険料 △12
1. 報 酬	△3,306	人件費 △4,466
3. 職 員 手 当 等	△609	会計年度任用職員報酬 △3,306
4. 共 済 費	△551	パートタイム職員 △3,306
17. 備 品 購 入 費	143	通勤手当 △538
		期末手当 △71
		共済組合負担金 △36
		健保、厚生年金保険料 △328

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(学 校 振 興 費)							
6. 特別支援教育費	160,236	2,345	162,581				2,345
計	796,007	△14,324	781,683	71			△14,395

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 小 学 校 管 理 費	555,030	△28,838	526,192				△28,838
計	699,627	△28,838	670,789				△28,838

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		学校共済組合負担金 △187 スクールバス運行管理費 【学校教育課】 143 車両用備品 143
1. 報酬	1,638	人件費 2,345
3. 職員手当等	449	会計年度任用職員報酬 1,638 パートタイム職員 1,638
4. 共済費	258	通勤手当 314 期末手当 135 共済組合負担金 135 健保、厚生年金保険料 207 学校共済組合負担金 △84

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△570	人件費 △19,138
2. 給料	△10,436	会計年度任用職員報酬 △570 パートタイム職員 △570
3. 職員手当等	△4,782	一般職給 △10,436 一般職員 △10,436
4. 共済費	△3,350	扶養手当 △180 住居手当 △336 通勤手当 △148
14. 工事請負費	2,500	期末手当 △2,314 勤勉手当 △1,804
17. 備品購入費	△12,200	共済組合負担金 △3,036 健保、厚生年金保険料 △68 学校共済組合負担金 △246 学校施設管理費 【教育総務課】 △9,700 補修工事費 2,500 各小学校 事業用備品 △12,200

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 中 学 校 管 理 費	267,399	1,345	268,744				1,345
計	403,057	1,345	404,402				1,345

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 幼 稚 園 費	239,359	31,463	270,822				31,463
計	239,359	31,463	270,822				31,463

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	1,103	人件費 1,345 会計年度任用職員報酬 1,103
2. 給料	29	パートタイム職員 1,103 一般職給 29
3. 職員手当等	59	一般職員 29 通勤手当 △96
4. 共済費	154	期末手当 155 健保、厚生年金保険料 106 学校共済組合負担金 48

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	1,381	人件費 31,164 会計年度任用職員報酬 1,381
2. 給料	16,377	パートタイム職員 1,381 一般職給 16,377
3. 職員手当等	8,113	一般職員 14,077 会計年度任用職員 2,300
4. 共済費	5,293	扶養手当 660 住居手当 △331
11. 役務費	299	通勤手当 599 管理職手当 574 期末手当 3,910 勤勉手当 2,201 児童手当 500 共済組合負担金 △1,186 健保、厚生年金保険料 165 学校共済組合負担金 6,314 幼稚園施設管理費 【幼児育成課】 299 手数料 299

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会教育総務費	188,274	△4,448	183,826				△4,448
3. 文化財保護費	74,089	1,531	75,620				1,531
4. 青少年教育費	17,408	462	17,870				462
6. 図書館費	162,312	△1,074	161,238				△1,074
7. 市民会館等管理費	81,885	2,474	84,359				2,474

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△35	人件費 △4,448 会計年度任用職員報酬 △35
2. 給 料	△1,974	パートタイム職員 △35 一般職給 △1,974
3. 職 員 手 当 等	△1,663	一般職員 △1,974 扶養手当 △756
4. 共 済 費	△776	住居手当 494 通勤手当 △86 期末手当 △655 勤勉手当 △420 児童手当 △240 共済組合負担金 △764 健保、厚生年金保険料 △12
1. 報 酬	△101	人件費 1,531 会計年度任用職員報酬 △101
2. 給 料	315	パートタイム職員 △101 一般職給 315
3. 職 員 手 当 等	1,110	一般職員 315 扶養手当 180
4. 共 済 費	207	住居手当 △324 通勤手当 535 管理職手当 574 期末手当 86 勤勉手当 59 共済組合負担金 175 健保、厚生年金保険料 32
12. 委 託 料	462	竹野青少年野外活動施設管理費 【竹野地域振興課】 462 維持管理委託料 462 清掃管理
1. 報 酬	△227	人件費 △1,074 会計年度任用職員報酬 △227
2. 給 料	205	パートタイム職員 △227 一般職給 205
3. 職 員 手 当 等	△856	一般職員 205 扶養手当 60
4. 共 済 費	△196	通勤手当 △415 管理職手当 △574 期末手当 90 勤勉手当 103 児童手当 △120 共済組合負担金 △157 健保、厚生年金保険料 △39
1. 報 酬	△410	人件費 2,474 会計年度任用職員報酬 △410
2. 給 料	1,701	パートタイム職員 △410 一般職給 1,701
3. 職 員 手 当 等	560	一般職員 1,701 住居手当 △336
4. 共 済 費	623	通勤手当 31

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(市民会館等管理費)							
9. 博物館等管理費	135,485	△182	135,303				△182
計	1,899,242	△1,237	1,898,005				△1,237

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健体育総務費	47,871	2,115	49,986				2,115
7. 学校給食共同調理所費	336,342	34	336,376				34
8. 学 校 給 食 費	404,610	10,244	414,854	8,892		1,352	
計	1,392,250	12,393	1,404,643	8,892		1,352	2,149

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
		期末手当 403 勤勉手当 462 共済組合負担金 680 健保、厚生年金保険料 △57
1. 報 酬	△37	人件費 △182
3. 職 員 手 当 等	△18	会計年度任用職員報酬 △37 パートタイム職員 △37
4. 共 済 費	△127	通勤手当 △18 共済組合負担金 △115 健保、厚生年金保険料 △12

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
2. 給 料	909	人件費 2,115
3. 職 員 手 当 等	925	一般職給 909 一般職員 909
4. 共 済 費	281	扶養手当 120 住居手当 252 期末手当 247 勤勉手当 186 児童手当 120 共済組合負担金 281
3. 職 員 手 当 等	△13	人件費 34
4. 共 済 費	47	扶養手当 198 通勤手当 63 勤勉手当 △34 児童手当 △240 共済組合負担金 47
10. 需 用 費	10,244	賄用需用費 【教育総務課】 10,244 賄材料費 10,244

(款) 13. 諸支出金

(項) 1. 普通財産取得費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 土 地 取 得 費	23,594	324	23,918			324	
計	23,594	324	23,918			324	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
16. 公 有 財 産 購 入 費	324	土地取得費 【資産活用課】 324 土地購入費 324 土地開発基金用地 324

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				計 (千円)
補正後	長 等	4		34,680	14,624 (4.4月分)		49,304	9,123	58,427	
	議 員	23	100,692		42,459 (4.4月分)		143,151	32,262	175,413	
	その他の 特 別 職	2,718	152,966				152,966	405	153,371	
	計	2,745	253,658	34,680	57,083		345,421	41,790	387,211	
補正前	長 等	4		34,680	14,624 (4.4月分)		49,304	9,103	58,407	
	議 員	24	105,012		44,281 (4.4月分)		149,293	33,623	182,916	
	その他の 特 別 職	2,735	152,786				152,786	405	153,191	
	計	2,763	257,798	34,680	58,905		351,383	43,131	394,514	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	20	20	
	議 員	△ 1	△ 4,320	0	△ 1,822	0	△ 6,142	△ 1,361	△ 7,503	
	その他の 特 別 職	△ 17	180	0	0		180	0	180	
	計	△ 18	△ 4,140	0	△ 1,822		△ 5,962	△ 1,341	△ 7,303	

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(899) 844	1,209,135	2,999,210	1,998,619	6,206,964	1,212,510	7,419,474	
補 正 前	(892) 852	1,210,195	3,055,354	2,014,498	6,280,047	1,219,567	7,499,614	
比 較	(7) △ 8	△ 1,060	△ 56,144	△ 15,879	△ 73,083	△ 7,057	△ 80,140	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	98,929	40,944	114,461	912	16,199
	補 正 前	99,670	42,855	115,815	912	16,199
	比 較	△ 741	△ 1,911	△ 1,354	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	198,143	37,020	11,470	87,844	700
	補 正 前	196,435	37,020	11,470	86,433	700
	比 較	1,708	0	0	1,411	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	848,823	495,839	47,335		
	補 正 前	856,429	503,510	47,050		
	比 較	△ 7,606	△ 7,671	285		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(783)		2,859,775	1,732,230	4,592,005	951,274	5,543,279	
補 正 前	(788)		2,909,190	1,747,939	4,657,129	955,270	5,612,399	
比 較	(5) △ 5		△ 49,415	△ 15,709	△ 65,124	△ 3,996	△ 69,120	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	98,929	40,944	65,198	912	16,199
	補 正 前	99,670	42,855	66,704	912	16,199
	比 較	△ 741	△ 1,911	△ 1,506	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	198,143	37,020	11,470	87,844	700
	補 正 前	196,435	37,020	11,470	86,433	700
	比 較	1,708	0	0	1,411	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	631,697	495,839	47,335		
	補 正 前	638,981	503,510	47,050		
	比 較	△ 7,284	△ 7,671	285		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(899) 61	1,209,135	139,435	266,389	1,614,959	261,236	1,876,195	
補 正 前	(892) 64	1,210,195	146,164	266,559	1,622,918	264,297	1,887,215	
比 較	(7) △ 3	△ 1,060	△ 6,729	△ 170	△ 7,959	△ 3,061	△ 11,020	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			49,263		
	補 正 前			49,111		
	比 較			152		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	217,126				
	補 正 前	217,448				
	比 較	△ 322				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 56,144	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増 加 分	0		
		その他の増 減 分	△ 56,144	職員の変動によるもの △ 56,144 千円	
職員手当	△ 15,879	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増 減 分	△ 15,879	扶養手当 △ 741 千円 住居手当 △ 1,911 千円 通勤手当 △ 1,354 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 1,708 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 1,411 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 7,606 千円 勤勉手当 △ 7,671 千円 児童手当 285 千円	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1. 普 通 債	30,150,527	28,090,718	△ 58,200	28,032,518
(1) 総 務	4,385,078	3,937,318		3,937,318
(4) 農 林 水 産	1,018,090	1,081,794		1,081,794
(5) 商 工	1,313,870	1,195,620	△ 9,700	1,185,920
(6) 土 木	7,010,903	7,210,105	△ 28,900	7,181,205
(7) 消 防	3,591,986	3,151,809	△ 400	3,151,409
(8) 教 育	7,329,669	6,678,921	△ 19,200	6,659,721
3. そ の 他 債	15,751,836	14,682,396		14,682,396
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	14,932,798	13,921,064		13,921,064
合 計	46,189,535	43,011,390	△ 58,200	42,953,190

(単位 千円)

当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補 正 額	補正後の額		補正前の額	補 正 額	補正後の額
3,606,800	9,000	3,615,800	4,326,094	27,371,424	△ 49,200	27,322,224
212,100	2,300	214,400	608,325	3,541,093	2,300	3,543,393
325,800	5,800	331,600	95,133	1,312,461	5,800	1,318,261
6,800		6,800	203,044	999,376	△ 9,700	989,676
1,076,000	900	1,076,900	942,025	7,344,080	△ 28,000	7,316,080
157,500		157,500	615,673	2,693,636	△ 400	2,693,236
1,574,400		1,574,400	1,134,639	7,118,682	△ 19,200	7,099,482
313,500	△ 40,300	273,200	1,546,636	13,449,260	△ 40,300	13,408,960
193,600	△ 40,300	153,300	1,366,363	12,748,301	△ 40,300	12,708,001
3,922,300	△ 31,300	3,891,000	5,915,929	41,017,761	△ 89,500	40,928,261

歳入補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
12	地 方 交 付 税	16,930,000	58,055	16,988,055
14	分 担 金 及 び 負 担 金	186,753	150	186,903
15	使 用 料 及 び 手 数 料	773,950	7	773,957
16	国 庫 支 出 金	5,504,524	63,463	5,567,987
17	県 支 出 金	3,255,579	121,270	3,376,849
18	財 産 収 入	69,247	918	70,165
19	寄 附 金	1,136,000	2,720	1,138,720
20	繰 入 金	2,668,842	72,310	2,741,152
21	繰 越 金	43,791	519,999	563,790
22	諸 収 入	1,485,210	△ 13,991	1,471,219
23	市 債	3,445,400	△ 31,300	3,414,100
歳 入 合 計		47,966,704	793,601	48,760,305

(単位 千円)

主 な 内 容			
普通交付税	58,055		
治山事業費	150		
行政財産目的外	7		
特別障害者手当等給付費負担金（過年度分）	284	障害者（児）自立支援給付費負担金（過年度分）	1,088
低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	684	児童手当負担金（過年度分）	63
新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	44,412	地域介護・福祉空間整備等交付金	7,694
放課後児童健全育成事業費	△ 451	子どものための教育・保育給付交付金	8,858
保育環境改善等事業費	△ 240	社会資本整備総合交付金	1,000
学校安全特別対策事業費	71		
障害者（児）自立支援給付費負担金	544	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	2
教育・保育給付費負担金	3,403	児童手当負担金（過年度分）	5
生活保護費負担金（過年度分）	3,803	重度障害者医療費助成事業費（過年度分）	77
乳幼児等医療費助成事業費（過年度分）	162	高齢重度障害医療費助成事業費（過年度分）	389
こども医療費助成事業費（過年度分）	557	定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費	11,448
放課後児童健全育成事業費	△ 451	保育施設等一時支援	8,186
園芸産地における事業継続強化対策事業費	677	農業生産コスト低減緊急対策事業費	83,364
治山事業費	9,000	国勢調査事務委託金	11
港湾統計調査事務委託金	1	統計調査員確保対策事業費委託金	24
住宅・土地統計調査事務委託金	68		
豊岡まちづくり(株)出資配当金	918		
一般寄附金	2,720		
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	11,091	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）	6,042
介護保険事業特別会計	77,939	診療所事業特別会計	29,305
太陽光発電事業特別会計	324	水道事業会計	300
後期高齢者医療事業特別会計	1,081	財政調整基金	△ 55,150
コウノトリ基金	1,378		
前年度繰越金	519,999		
学校給食徴収金	1,352	広告料	247
頒布代	△ 500	受託料	50
保育所給食費負担金	326	事業助成金	△ 3,000
市民会館等入場料	△ 12,415	指定管理者納付金	△ 63
返納金	12		
コミュニティセンター整備事業債	2,300	治山事業債	5,800
公園整備事業債	900	臨時財政対策債	△ 40,300

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	267,322	△ 12,067	255,255
2	総 務 費	7,017,179	537,899	7,555,078
3	民 生 費	14,487,610	99,359	14,586,969
4	衛 生 費	4,771,329	39,895	4,811,224
6	農 林 水 産 業 費	1,800,522	120,230	1,920,752

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	△ 12,067		
人件費	△ 19,242	一般管理費	8,261
行革推進事業費	862	庁舎管理費	△ 1,793
基金管理費	511,020	財産管理費	645
公共施設包括管理事業費	400	地方創生推進費	400
バス交通対策事業費	2,200	公共交通利用促進事業費	3,442
コウノトリ野生復帰推進事業費	1,771	行政情報化推進事業費	5,374
D X推進事業費	△ 1,725	市民プラザ管理費	810
コミュニティセンター管理費	2,640	定住推進事業費	1,000
出石永楽館歌舞伎開催事業費	△ 10,345	地域おこし協力隊推進事業費	22,000
賦課徴収事務費	10,263	統計調査総務費	3
調査員確保対策事業費	24	港湾統計調査費	1
住宅・土地統計調査費	△ 112		
人件費	△ 59,457	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	2,187
国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	△ 40	高齢期移行助成事業費	231
乳幼児等医療費助成事業費	2,329	母子家庭等医療費助成事業費	22
こども医療費助成事業費	16	障害者（児）自立支援給付事業費	7,811
地域生活支援事業費	522	自立相談支援事業費	950
住居確保給付金支給事業費	1,747	一時生活支援事業費	397
生活困窮者自立支援金給付事業費	480	介護保険事業特別会計繰出金	△ 947
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	1,585	老人福祉事業費	22,896
民間老人福祉施設助成事業費	7,694	児童福祉総務費	13,883
児童扶養手当給付事業費	287	子育てセンター管理費	1,656
子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	8,250	市民交流広場及びこども広場管理費	2,005
こども支援センター運営事業費	64	生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費	872
放課後児童健全育成事業費	△ 708	放課後児童クラブ整備事業費	2,500
私立保育園等振興事業費	12,112	児童保育運営事業費	1,101
母子・父子福祉事業費	61	生活保護適正実施推進事業費	156
生活保護措置費	68,697		
人件費	△ 23,559	予防接種事業費	61,941
クリーン作戦推進事業費	705	診療所事業特別会計繰出金	△ 730
旧清掃施設管理費	1,538		
人件費	△ 26,316	農業委員会費	253
農業振興事業費	134,351	地域計画推進事業費	12
農地中間管理事業推進事業費	50	森林環境整備事業費	10,000
水産業振興事業費	1,880		

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
7	商 工 費	1,241,519	△ 13,226	1,228,293
8	土 木 費	5,119,831	10,298	5,130,129
9	消 防 費	1,591,570	10,087	1,601,657
10	教 育 費	5,429,542	802	5,430,344
13	諸 支 出 金	23,594	324	23,918
歳 出 合 計		47,966,704	793,601	48,760,305

主 な 内 容			
人件費	24,636	商工振興事業費	△ 44,784
中小企業金融対策事業費	1,873	特産振興事業費	118
観光施設管理費	4,931		
人件費	17,570	道路橋りょう総務費	1,796
橋りょう長寿命化事業費	△ 25,068	公園施設長寿命化事業費	2,500
住宅管理費	13,500		
人件費	6,393	非常備消防事業費	1,480
防災行政無線管理費	2,214		
人件費	△ 707	教育委員会費	61
スクールバス運行管理費	143	学校施設管理費	△ 9,700
幼稚園施設管理費	299	竹野青少年野外活動施設管理費	462
賄用需用費	10,244		
土地取得費	324		

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,467,993	△ 5,200	1,462,793
2	給 料	3,090,034	△ 56,144	3,033,890
3	職 員 手 当 等	2,073,403	△ 17,701	2,055,702
4	共 済 費	1,262,698	△ 8,398	1,254,300
7	報 償 費	210,987	10	210,997
8	旅 費	60,162	1,162	61,324
9	交 際 費	3,052	61	3,113
10	需 用 費	1,756,615	19,588	1,776,203
11	役 務 費	407,161	536	407,697
12	委 託 料	4,311,660	24,254	4,335,914
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	326,443	1,238	327,681
14	工 事 請 負 費	3,812,913	△ 8,712	3,804,201
16	公 有 財 産 購 入 費	37,836	324	38,160
17	備 品 購 入 費	381,306	△ 12,749	368,557
18	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	11,010,352	171,578	11,181,930
21	補 償、補 填 及 び 賠 償 金	4,402	46,285	50,687
22	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	6,143,155	124,194	6,267,349
24	積 立 金	623,214	511,020	1,134,234
27	繰 出 金	2,837,612	2,255	2,839,867
歳 出 合 計		47,966,704	793,601	48,760,305

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,339,095	△ 92,978	8,246,117
2	物 件 費	6,460,147	17,068	6,477,215
3	維 持 補 修 費	234,968	8,979	243,947
5	補 助 費 等	10,190,370	338,971	10,529,341
6	普 通 建 設 事 業 費	5,036,662	8,286	5,044,948
(1)	補 助 事 業 費	1,514,476	△ 14,874	1,499,602
(2)	単 独 事 業 費	3,483,686	23,160	3,506,846
10	積 立 金	623,214	511,020	1,134,234
13	繰 出 金	2,837,612	2,255	2,839,867
歳 出 合 計		47,966,704	793,601	48,760,305

一般会計投資的経費一覧

< 普通建設事業 >

(単位:千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	一般管理費	708	0	0	0	708
	コミュニティセンター管理費	2,640	0	2,300	0	340
小計		3,348	0	2,300	0	1,048
民生費	民間老人福祉施設助成事業費	7,694	7,694	0	0	0
	放課後児童クラブ整備事業費	2,500	0	0	0	2,500
小計		10,194	7,694	0	0	2,500
衛生費	旧清掃施設管理費	1,538	0	0	0	1,538
小計		1,538	0	0	0	1,538
農林水産業	治山事業費	0	9,000	5,800	150	△ 14,950
小計		0	9,000	5,800	150	△ 14,950
商工費	観光施設管理費	4,931	0	0	0	4,931
小計		4,931	0	0	0	4,931
土木費	橋りょう長寿命化事業費	△ 25,068	0	0	0	△ 25,068
	公園施設長寿命化事業費	2,500	1,000	900	0	600
	住宅管理費	5,400	0	0	0	5,400
小計		△ 17,168	1,000	900	0	△ 19,068
消防費	非常備消防事業費	1,480	0	0	0	1,480
	防災行政無線管理費	1,139	0	0	0	1,139
小計		2,619	0	0	0	2,619
教育費	学校施設管理費（小学校）	2,500	0	0	0	2,500
小計		2,500	0	0	0	2,500
諸支出金	土地取得費	324	0	0	324	0
小計		324	0	0	324	0
合計		8,286	17,694	9,000	474	△ 18,882

一般会計地方債の内訳

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債 (充当率 90%)	公園整備事業	公園施設長寿命化事業	900
小計			900
公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率 90%)	コミュニティセンター整備事業	高橋地区コミュニティセンター整備	2,300
小計			2,300
緊急自然災害 防止対策債 (充当率 100%)	治山事業	林地崩壊対策事業	5,800
小計			5,800
臨時財政対策債			△ 40,300
小計			△ 40,300
合計			△ 31,300

第94号議案

令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）

令和5年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,255千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,904,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国 民 健 康 保 険 税		1, 587, 850	△200, 061	1, 387, 789
	1. 国 民 健 康 保 険 税	1, 587, 850	△200, 061	1, 387, 789
4. 県 支 出 金		6, 552, 384	8, 796	6, 561, 180
	1. 県 補 助 金	6, 552, 384	8, 796	6, 561, 180
6. 繰 入 金		743, 718	112, 316	856, 034
	1. 他 会 計 繰 入 金	673, 718	2, 187	675, 905
	2. 基 金 繰 入 金	70, 000	110, 129	180, 129
7. 繰 越 金		1	89, 194	89, 195
	1. 繰 越 金	1	89, 194	89, 195
8. 諸 収 入		8, 026	10	8, 036
	4. 雑 入	4, 521	10	4, 531
歳 入 合 計		8, 894, 129	10, 255	8, 904, 384

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		128,920	6,631	135,551
	1. 総 務 管 理 費	119,619	6,631	126,250
8. 保 健 事 業 費		130,985	△7,467	123,518
	2. 特定健康診査等事業費	107,970	△7,467	100,503
11. 諸 支 出 金		52,401	11,091	63,492
	3. 繰 出 金	1,500	11,091	12,591
歳 出 合 計		8,894,129	10,255	8,904,384

令和 5 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算 (第 1 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,587,850	△200,061	1,387,789
4. 県支出金	6,552,384	8,796	6,561,180
6. 繰入金	743,718	112,316	856,034
7. 繰越金	1	89,194	89,195
8. 諸収入	8,026	10	8,036
歳入合計	8,894,129	10,255	8,904,384

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	128,920	6,631	135,551
2. 保 険 給 付 費	6,150,080	0	6,150,080
3. 国民健康保険事業費納付金	2,408,970	0	2,408,970
8. 保 健 事 業 費	130,985	△7,467	123,518
11. 諸 支 出 金	52,401	11,091	63,492
歳 出 合 計	8,894,129	10,255	8,904,384

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4,444		2,187	
3,600			△3,600
		10	△10
752			△8,219
			11,091
8,796	0	2,197	△738

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1, 587, 380	△200, 061	1, 387, 319
計	1, 587, 850	△200, 061	1, 387, 789

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 保 険 給 付 費 等 交 付 金	6, 552, 384	8, 796	6, 561, 180
計	6, 552, 384	8, 796	6, 561, 180

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	673, 718	2, 187	675, 905
計	673, 718	2, 187	675, 905

(款) 6. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 基 金 繰 入 金	70, 000	110, 129	180, 129
計	70, 000	110, 129	180, 129

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 医療給付費分現年課税	△118,444	医療給付費 △118,444
2. 後期高齢者支援金分現年課税	△59,101	後期高齢者支援金 △59,101
3. 介護納付金分現年課税	△22,516	介護納付金 △22,516

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 普通交付金	3,600	普通交付金 3,600
2. 特別交付金	5,196	特別調整交付金 4,444 特定健康診査等負担金 752

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△3,895	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） △3,895
3. 未就学児均等割保険料繰入金	3,895	未就学児均等割保険料繰入金 3,895
4. 職員給与費等繰入金	2,187	職員給与費等繰入金 2,187

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 基金繰入金	110,129	国民健康保険財政調整基金繰入金 110,129

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	89,194	89,195
計	1	89,194	89,195

(款) 8. 諸収入

(項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者第三者納付金	2,500	10	2,510
計	4,521	10	4,531

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	89,194	前年度繰越金 89,194

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 第三者納付金	10	第三者行為納付金 10

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	119,619	6,631	126,250	4,444		2,187	
計	119,619	6,631	126,250	4,444		2,187	

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 高額療養費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者高額療 養 費	821,037	0	821,037	3,180			△3,180
2. 退職被保険者等高額 療 養 費	100	0	100	100			△100
4. 退職被保険者等高額介護合算療養費	10	0	10	10			△10
計	821,497	0	821,497	3,290			△3,290

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	883	人件費 2,122 一般職給 883
3. 職 員 手 当 等	502	一般職員 883 扶養手当 609
4. 共 済 費	772	住居手当 △340 通勤手当 △17
12. 委 託 料	4,444	管理職手当 430 期末手当 146
18. 負担金、補助及び交 付 金	30	勤勉手当 △146 児童手当 △180 共済組合負担金 772 負担金 △35 退職手当組合 △39 職員互助会 4 一般管理費 【国保・年金課】 4,509 業務委託料 4,444 基幹システム改修業務 負担金 65 オンライン資格確認等 65

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(款) 2. 保険給付費

(項) 3. 移送費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者移送費	300	0	300	300			△300
2. 退職被保険者等移送費	10	0	10	10			△10
計	310	0	310	310			△310

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般被保険者医療給付費分	1,649,300	0	1,649,300			10	△10
計	1,649,300	0	1,649,300			10	△10

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定健康診査等事業費	107,970	△7,467	100,503	752			△8,219
計	107,970	△7,467	100,503	752			△8,219

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△602	人件費 △7,467 会計年度任用職員報酬 △602
2. 給料	△3,885	パートタイム職員 △602 一般職給 △3,885
3. 職員手当等	△1,780	一般職員 △3,885 通勤手当 △211
4. 共済費	△1,200	期末手当 △857 勤勉手当 △712 共済組合負担金 △1,060 健保、厚生年金保険料 △140

(款) 11. 諸支出金

(項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 繰 出 金	1,500	11,091	12,591				11,091
計	1,500	11,091	12,591				11,091

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
27. 繰出金	11,091	一般会計繰出金 【国保・年金課】 11,091 一般会計繰出金 11,091

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(12) 17	19,584	58,517	34,038	112,139	23,294	135,433	
補 正 前	(12) 17	20,186	61,519	35,316	117,021	23,722	140,743	
比 較	(0) 0	△ 602	△ 3,002	△ 1,278	△ 4,882	△ 428	△ 5,310	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,689	548	1,847		19
	補 正 前	1,080	888	2,075		19
	比 較	609	△ 340	△ 228		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,091			1,004	
	補 正 前	2,091			574	
	比 較	0			430	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	16,268	9,912	660		
	補 正 前	16,979	10,770	840		
	比 較	△ 711	△ 858	△ 180		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 17		58,517	29,644	88,161	19,421	107,582	
補 正 前	() 17		61,519	30,697	92,216	19,616	111,832	
比 較	() 0		△ 3,002	△ 1,053	△ 4,055	△ 195	△ 4,250	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,689	548	1,067		19
	補 正 前	1,080	888	1,295		19
	比 較	609	△ 340	△ 228		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,091			1,004	
	補 正 前	2,091			574	
	比 較	0			430	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	12,654	9,912	660		
	補 正 前	13,140	10,770	840		
	比 較	△ 486	△ 858	△ 180		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(12)	19,584		4,394	23,978	3,873	27,851	
補 正 前	(12)	20,186		4,619	24,805	4,106	28,911	
比 較	(0)	△ 602		△ 225	△ 827	△ 233	△ 1,060	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			780		
	補 正 前			780		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	3,614				
	補 正 前	3,839				
	比 較	△ 225				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3,002	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 3,002	職員の変動によるもの △ 3,002 千円	
職員手当	△ 1,278	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 1,278	扶養手当 609 千円	
				住居手当 △ 340 千円	
				通勤手当 △ 228 千円	
				単身赴任手当 千円	
				特殊勤務手当 千円	
				時間外勤務手当 千円	
				休日勤務手当 千円	
				夜間勤務手当 千円	
				管理職手当 430 千円	
				管理職員特別勤務手当 千円	
				期末手当 △ 711 千円	
				勤勉手当 △ 858 千円	
				児童手当 △ 180 千円	

第95号議案

令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第1号）

令和5年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,052千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,808千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 県 支 出 金		0	50	50
	1. 県 補 助 金	0	50	50
5. 繰 入 金		17,938	△40	17,898
	1. 他 会 計 繰 入 金	17,938	△40	17,898
6. 繰 越 金		0	6,042	6,042
	1. 繰 越 金	0	6,042	6,042
歳 入 合 計		73,756	6,052	79,808

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		40,834	10	40,844
	1. 総 務 管 理 費	40,834	10	40,844
5. 諸 支 出 金		0	6,042	6,042
	1. 繰 出 金	0	6,042	6,042
歳 出 合 計		73,756	6,052	79,808

令和 5 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(直診勘定)補正予算 (第 1 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	0	50	50
5. 繰入金	17,938	△40	17,898
6. 繰越金	0	6,042	6,042
歳入合計	73,756	6,052	79,808

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	40,834	10	40,844
5. 諸 支 出 金	0	6,042	6,042
歳 出 合 計	73,756	6,052	79,808

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			10
			6,042
0	0	0	6,052

2. 歳 入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 県 補 助 金	0	50	50
計	0	50	50

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	16,438	△40	16,398
計	17,938	△40	17,898

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 繰 越 金	0	6,042	6,042
計	0	6,042	6,042

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 県 補 助 金	50	物価高騰対策一時支援金 50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	△40	一般会計繰入金 △40

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前 年 度 繰 越 金	6,042	前年度繰越金 6,042

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	40,834	10	40,844				10
計	40,834	10	40,844				10

(款) 5. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 繰 出 金	0	6,042	6,042				6,042
計	0	6,042	6,042				6,042

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	10	人件費 10 共済組合負担金 10

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27. 繰 出 金	6,042	一般会計繰出金 【健康増進課】 6,042 一般会計繰出金 6,042

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5)		15,936	13,533	29,469	3,221	32,690	
補正前	(5)		15,936	13,533	29,469	3,211	32,680	
比 較	(0)		0	0	0	10	10	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			363		9,754
	補正前			363		9,754
	比 較			0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	228				
	補正前	228				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,188				
	補正前	3,188				
	比 較	0				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0)		0	0	0	0	0	
補正前	(0)		0	0	0	0	0	
比 較	(0)		0	0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後					
	補正前					
	比 較					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(5)		15,936	13,533	29,469	3,221	32,690	
補 正 前	(5)		15,936	13,533	29,469	3,211	32,680	
比 較	(0)		0	0	0	10	10	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			363		9,754
	補 正 前			363		9,754
	比 較			0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	228				
	補 正 前	228				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	3,188				
	補 正 前	3,188				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	0 千円	
職員手当	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	扶養手当	千円
				住居手当	千円
				通勤手当	千円
				単身赴任手当	千円
				特殊勤務手当	千円
				時間外勤務手当	千円
				休日勤務手当	千円
				夜間勤務手当	千円
				管理職手当	千円
				管理職員特別勤務手当	千円
				期末手当	千円
				勤勉手当	千円
				児童手当	千円

第96号議案

令和5年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,685千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,401,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 繰 入 金		334,845	1,585	336,430
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	334,845	1,585	336,430
5. 繰 越 金		1	31,100	31,101
	1. 繰 越 金	1	31,100	31,101
歳 入 合 計		1,369,126	32,685	1,401,811

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		31,050	1,585	32,635
	1. 総 務 管 理 費	28,404	1,585	29,989
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		1,336,021	30,019	1,366,040
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	1,336,021	30,019	1,366,040
4. 諸 支 出 金		1,525	1,081	2,606
	2. 繰 出 金	0	1,081	1,081
歳 出 合 計		1,369,126	32,685	1,401,811

令和５年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第１号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	334,845	1,585	336,430
5. 繰越金	1	31,100	31,101
歳入合計	1,369,126	32,685	1,401,811

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	31,050	1,585	32,635
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,336,021	30,019	1,366,040
4. 諸 支 出 金	1,525	1,081	2,606
歳 出 合 計	1,369,126	32,685	1,401,811

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1,585	
			30,019
			1,081
0	0	1,585	31,100

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	15,325	1,585	16,910
計	334,845	1,585	336,430

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 繰 越 金	1	31,100	31,101
計	1	31,100	31,101

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 職員給与費等繰入金	1,585	職員給与費等繰入金 1,585

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	31,100	前年度繰越金 31,100

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	28,404	1,585	29,989			1,585	
計	28,404	1,585	29,989			1,585	

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,336,021	30,019	1,366,040				30,019
計	1,336,021	30,019	1,366,040				30,019

(款) 4. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 繰 出 金	0	1,081	1,081				1,081
計	0	1,081	1,081				1,081

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	673	人件費 1,585 一般職給 673
3. 職 員 手 当 等	289	一般職員 673 扶養手当 △198
4. 共 済 費	518	通勤手当 △96 期末手当 361
18. 負担金、補助及び交 付 金	105	勤勉手当 322 児童手当 △100 共済組合負担金 518 負担金 105 退職手当組合 104 職員互助会 1

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助及び交 付 金	30,019	後期高齢者医療広域連合納付金 【国保・年金課】 30,019 納付金 30,019 納付金 30,019

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27. 繰 出 金	1,081	一般会計繰出金 【国保・年金課】 1,081 一般会計繰出金 1,081

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 2	2,538	6,538	3,918	12,994	2,824	15,818	
補正前	(2) 2	2,538	5,865	3,629	12,032	2,306	14,338	
比 較	(0) 0	0	673	289	962	518	1,480	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	0	336	262		8
	補正前	198	336	358		8
	比 較	△ 198	0	△ 96		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	630				
	補正前	630				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,718	964	0		
	補正前	1,357	642	100		
	比 較	361	322	△ 100		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 2		6,538	3,197	9,735	2,251	11,986	
補正前	(2) 2		5,865	2,908	8,773	1,733	10,506	
比 較	(0) 0		673	289	962	518	1,480	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	0	336	137		8
	補正前	198	336	233		8
	比 較	△ 198	0	△ 96		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	630				
	補正前	630				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,122	964	0		
	補正前	761	642	100		
	比 較	361	322	△ 100		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2)	2,538		721	3,259	573	3,832	
補 正 前	(2)	2,538		721	3,259	573	3,832	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			125		
	補 正 前			125		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	596				
	補 正 前	596				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	673	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	673	職員の変動によるもの 673 千円	
職員手当	289	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	289	扶養手当	△ 198 千円
				住居手当	千円
				通勤手当	△ 96 千円
				単身赴任手当	千円
				特殊勤務手当	千円
				時間外勤務手当	千円
				休日勤務手当	千円
				夜間勤務手当	千円
				管理職手当	千円
				管理職員特別勤務手当	千円
				期末手当	361 千円
				勤勉手当	322 千円
				児童手当	△ 100 千円

第97号議案

令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548,740千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,823,161千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰 入 金		1,792,366	153	1,792,519
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,679,555	△947	1,678,608
	2. 基 金 繰 入 金	112,811	1,100	113,911
8. 繰 越 金		1	548,587	548,588
	1. 繰 越 金	1	548,587	548,588
歳 入 合 計		10,274,421	548,740	10,823,161

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		304,339	△4,207	300,132
	1. 総 務 管 理 費	255,782	△4,207	251,575
3. 地 域 支 援 事 業 費		667,701	3,260	670,961
	2. 一般介護予防事業費	38,511	101	38,612
	3. 包括的支援事業・任意事業費	216,928	3,159	220,087
5. 基 金 積 立 金		620	279,177	279,797
	1. 基 金 積 立 金	620	279,177	279,797
7. 諸 支 出 金		6,510	270,510	277,020
	1. 償還金及び還付加算金	6,510	192,571	199,081
	3. 繰 出 金	0	77,939	77,939
歳 出 合 計		10,274,421	548,740	10,823,161

令和５年度豊岡市介護保険事業特別会計
補正予算（第１号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	1,792,366	153	1,792,519
8. 繰越金	1	548,587	548,588
歳入合計	10,274,421	548,740	10,823,161

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	304,339	△4,207	300,132
3. 地 域 支 援 事 業 費	667,701	3,260	670,961
5. 基 金 積 立 金	620	279,177	279,797
7. 諸 支 出 金	6,510	270,510	277,020
歳 出 合 計	10,274,421	548,740	10,823,161

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△4,207	
		3,260	
			279,177
		1,100	269,410
0	0	153	548,587

2. 歳 入

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	57,605	101	57,706
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	39,576	3,159	42,735
5. その他一般会計繰入金	308,764	△4,207	304,557
計	1,679,555	△947	1,678,608

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 介護給付費準備基金繰入金	112,811	1,100	113,911
計	112,811	1,100	113,911

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 繰 越 金	1	548,587	548,588
計	1	548,587	548,588

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	101	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 101
1. 現 年 度 分	3,159	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業 以外の地域支援事業） 3,159
1. 職員給与費等繰入金	△4,207	職員給与費等繰入金 △4,207

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 介護給付費準備基金繰入金	1,100	介護給付費準備基金繰入金 1,100

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前 年 度 繰 越 金	548,587	前年度繰越金 548,587

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	254,906	△4,207	250,699			△4,207	
計	255,782	△4,207	251,575			△4,207	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般介護予防事業費	38,511	101	38,612			101	
計	38,511	101	38,612			101	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 任 意 事 業 費	39,691	1,292	40,983			1,292	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△797	人件費 △4,207 会計年度任用職員報酬 △797 パートタイム職員 △797 一般職給 △938 一般職員 △938 扶養手当 △301 住居手当 10 通勤手当 △116 管理職手当 181 期末手当 △1,282 勤勉手当 △456 児童手当 △75 共済組合負担金 △327 健保、厚生年金保険料 △208 負担金 102 退職手当組合 101 職員互助会 1
2. 給 料	△938	
3. 職 員 手 当 等	△2,039	
4. 共 済 費	△535	
18. 負担金、補助及び交付金	102	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	44	人件費 101 通勤手当 44
4. 共 済 費	57	共済組合負担金 57

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	566	人件費 1,292 一般職給 566
3. 職 員 手 当 等	345	一般職員 566 扶養手当 120
4. 共 済 費	381	住居手当 △130 通勤手当 △67 期末手当 175

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(任 意 事 業 費)							
6. 生活支援体制整備事業費	27,991	1,840	29,831			1,840	
7. 認知症総合支援事業費	15,079	27	15,106			27	
計	216,928	3,159	220,087			3,159	

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介護給付費準備基金積立金	620	279,177	279,797				279,177
計	620	279,177	279,797				279,177

(款) 7. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 第1号被保険者保険料還付金	6,500	1,100	7,600			1,100	
2. 償 還 金	0	191,471	191,471				191,471

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		勤勉手当 127 児童手当 120 共済組合負担金 381
2. 給料	832	人件費 1,840 一般職給 832
3. 職員手当等	648	一般職員 832 扶養手当 120
4. 共済費	360	期末手当 201 勤勉手当 147 児童手当 180 共済組合負担金 360
4. 共済費	27	人件費 27 共済組合負担金 27

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	279,177	基金積立金 【高年介護課】 279,177 介護給付費準備基金積立金 279,177

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引料	1,100	還付金 【高年介護課】 1,100 還付金 1,100 第1号被保険者保険料還付金 1,100
22. 償還金、利子及び割引料	191,471	返納金 【高年介護課】 191,471 国県負担金等精算返納金 191,471 国庫負担金返納金 113,955 県負担金返納金 37,519 地域支援事業交付金返納金 23,184 支払基金介護給付費交付金返納金 8,894

(款) 7. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(償 還 金)							
計	6,510	192,571	199,081			1,100	191,471

(款) 7. 諸支出金

(項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般会計繰出金	0	77,939	77,939				77,939
計	0	77,939	77,939				77,939

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		支払基金地域支援事業交付金返納金 7,919

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27. 繰 出 金	77,939	一般会計繰出金 【高年介護課】 77,939 一般会計繰出金 77,939

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(76) 21	81,087	78,589	63,228	222,904	41,815	264,719	
補 正 前	(76) 21	81,884	78,129	64,230	224,243	41,525	265,768	
比 較	(0) 0	△ 797	460	△ 1,002	△ 1,339	290	△ 1,049	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,351	1,240	4,470		
	補 正 前	2,412	1,360	4,609		
	比 較	△ 61	△ 120	△ 139		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	7,558			1,329	
	補 正 前	7,558			1,148	
	比 較	0			181	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	30,911	13,384	1,985		
	補 正 前	31,817	13,566	1,760		
	比 較	△ 906	△ 182	225		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 21		78,589	46,873	125,462	26,207	151,669	
補 正 前	() 21		78,129	46,597	124,726	25,523	150,249	
比 較	() 0		460	276	736	684	1,420	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,351	1,240	2,182		
	補 正 前	2,412	1,360	2,031		
	比 較	△ 61	△ 120	151		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	7,558			1,329	
	補 正 前	7,558			1,148	
	比 較	0			181	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	16,844	13,384	1,985		
	補 正 前	16,762	13,566	1,760		
	比 較	82	△ 182	225		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(76)	81,087		16,355	97,442	15,608	113,050	
補 正 前	(76)	81,884		17,633	99,517	16,002	115,519	
比 較	(0)	△ 797		△ 1,278	△ 2,075	△ 394	△ 2,469	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			2,288		
	補 正 前			2,578		
	比 較			△ 290		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	14,067				
	補 正 前	15,055				
	比 較	△ 988				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	460	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	460	職員の変動によるもの 460 千円	
職員手当	△ 1,002	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 1,002	扶養手当	△ 61 千円
				住居手当	△ 120 千円
				通勤手当	△ 139 千円
				単身赴任手当	千円
				特殊勤務手当	千円
				時間外勤務手当	千円
				休日勤務手当	千円
				夜間勤務手当	千円
				管理職手当	181 千円
				管理職員特別勤務手当	千円
				期末手当	△ 906 千円
				勤勉手当	△ 182 千円
				児童手当	225 千円

第98号議案

令和5年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297,842千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所収入		20,040	△43	19,997
	4. 県 支 出 金	0	50	50
	7. 繰 入 金	16,142	△93	16,049
2. 森本診療所収入		86,645	0	86,645
	4. 県 支 出 金	683	50	733
	7. 繰 入 金	30,583	△50	30,533
3. 神鍋診療所収入		69,963	△24	69,939
	4. 県 支 出 金	0	50	50
	7. 繰 入 金	22,837	△74	22,763
4. 高橋診療所収入		74,887	16	74,903
	4. 県 支 出 金	1,890	50	1,940
	7. 繰 入 金	29,957	△34	29,923
5. 但東歯科診療所収入		17,053	0	17,053
	4. 県 支 出 金	0	50	50
	7. 繰 入 金	3,537	△479	3,058
	9. 諸 収 入	63	429	492
6. 繰 越 金		0	29,305	29,305
	1. 繰 越 金	0	29,305	29,305
歳 入 合 計		268,588	29,254	297,842

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費		19,940	△43	19,897
	1. 総 務 費	17,555	△43	17,512
3. 神鍋診療所費		69,863	△24	69,839
	1. 総 務 費	44,538	△24	44,514
4. 高橋診療所費		74,787	16	74,803
	1. 総 務 費	41,911	16	41,927
6. 諸 支 出 金		0	29,305	29,305
	1. 繰 出 金	0	29,305	29,305
歳 出 合 計		268,588	29,254	297,842

令和５年度豊岡市診療所事業特別会計
補正予算（第１号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入	20,040	△43	19,997
2. 森本診療所収入	86,645	0	86,645
3. 神鍋診療所収入	69,963	△24	69,939
4. 高橋診療所収入	74,887	16	74,903
5. 但東歯科診療所収入	17,053	0	17,053
6. 繰越金	0	29,305	29,305
歳入合計	268,588	29,254	297,842

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 休 日 急 病 診 療 所 費	19,940	△43	19,897
3. 神 鍋 診 療 所 費	69,863	△24	69,839
4. 高 橋 診 療 所 費	74,787	16	74,803
6. 諸 支 出 金	0	29,305	29,305
歳 出 合 計	268,588	29,254	297,842

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△43
			△24
			16
			29,305
0	0	0	29,254

2. 歳 入

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 4. 県支出金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 県 補 助 金	0	50	50
計	0	50	50

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	16,142	△93	16,049
計	16,142	△93	16,049

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 4. 県支出金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 県 補 助 金	683	50	733
計	683	50	733

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	30,583	△50	30,533
計	30,583	△50	30,533

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 4. 県支出金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 県 補 助 金	0	50	50
計	0	50	50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 県 補 助 金	50	物価高騰対策一時支援金 50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	△93	一般会計繰入金 △93

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 県 補 助 金	50	物価高騰対策一時支援金 50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	△50	一般会計繰入金 △50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 県 補 助 金	50	物価高騰対策一時支援金 50

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	22,837	△74	22,763
計	22,837	△74	22,763

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	1,890	50	1,940
計	1,890	50	1,940

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	29,957	△34	29,923
計	29,957	△34	29,923

(款) 5. 但東歯科診療所収入

(項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	0	50	50
計	0	50	50

(款) 5. 但東歯科診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	3,537	△479	3,058
計	3,537	△479	3,058

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	△74	一般会計繰入金 △74

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 県 補 助 金	50	物価高騰対策一時支援金 50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	△34	一般会計繰入金 △34

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 県 補 助 金	50	物価高騰対策一時支援金 50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	△479	一般会計繰入金 △479

(款) 5. 但東齒科診療所収入

(項) 9. 諸収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 雑 入	63	429	492
計	63	429	492

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 繰 越 金	0	29,305	29,305
計	0	29,305	29,305

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 雑 入	429	医療提供体制設備整備交付金 429

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前 年 度 繰 越 金	29,305	前年度繰越金 29,305

3. 歳 出

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	17,555	△43	17,512				△43
計	17,555	△43	17,512				△43

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	44,538	△24	44,514				△24
計	44,538	△24	44,514				△24

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	41,911	16	41,927				16
計	41,911	16	41,927				16

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般会計繰出金	0	29,305	29,305				29,305
計	0	29,305	29,305				29,305

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△43	人件費 △43 通勤手当 △43

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	△24	人件費 △24 共済組合負担金 △24

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	16	人件費 16 共済組合負担金 16

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27. 繰 出 金	29,305	一般会計繰出金 【健康増進課】 29,305 一般会計繰出金 29,305

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(13) 12	8,992	45,648	50,277	104,917	16,010	120,927	
補正前	(13) 12	8,992	45,648	50,320	104,960	16,018	120,978	
比 較	0 0	0	0	△ 43	△ 43	△ 8	△ 51	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	336		1,294		30,251
	補正前	336		1,337		30,251
	比 較	0		△ 43		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	393			2,265	
	補正前	393			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	10,136	5,602			
	補正前	10,136	5,602			
	比 較	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 6		31,139	46,212	77,351	11,873	89,224	
補正前	() 6		31,139	46,212	77,351	11,881	89,232	
比 較	() 0		0	0	0	△ 8	△ 8	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	336		576		30,251
	補正前	336		576		30,251
	比 較	0		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	393			2,265	
	補正前	393			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	6,789	5,602			
	補正前	6,789	5,602			
	比 較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(13) 6	8,992	14,509	4,065	27,566	4,137	31,703	
補 正 前	(13) 6	8,992	14,509	4,108	27,609	4,137	31,746	
比 較	(0) 0	0	0	△ 43	△ 43	0	△ 43	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			718		
	補 正 前			761		
	比 較			△ 43		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	3,347				
	補 正 前	3,347				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	0 千円	
職員手当	△ 43	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 43	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 △ 43 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

第99号議案

令和5年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度豊岡市の霊苑事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,532千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 繰 越 金		1	3, 532	3, 533
	1. 繰 越 金	1	3, 532	3, 533
歳 入 合 計		7, 649	3, 532	11, 181

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 霊 苑 管 理 費		6,149	3,532	9,681
	1. 霊 苑 管 理 費	6,149	3,532	9,681
歳 出 合 計		7,649	3,532	11,181

令和５年度豊岡市霊苑事業特別会計
補正予算（第１号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	1	3,532	3,533
歳入合計	7,649	3,532	11,181

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 霊 苑 管 理 費	6,149	3,532	9,681
歳 出 合 計	7,649	3,532	11,181

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			3,532
0	0	0	3,532

2. 歳 入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 繰 越 金	1	3,532	3,533
計	1	3,532	3,533

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前 年 度 繰 越 金	3,532	前年度繰越金 3,532

3. 歳 出

(款) 1. 霊苑管理費

(項) 1. 霊苑管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 基 金 積 立 金	802	3, 532	4, 334				3, 532
計	6, 149	3, 532	9, 681				3, 532

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	3,532	基金積立金 【生活環境課】 3,532 霊苑整備基金積立金 3,532

第100号議案

令和5年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 財 産 収 入		99,486	△1,143	98,343
	1.財 産 売 払 収 入	99,396	△1,143	98,253
3. 繰 越 金		1	6,957	6,958
	1.繰 越 金	1	6,957	6,958
歳 入 合 計		106,365	5,814	112,179

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		7,695	5,413	13,108
	1. 総 務 管 理 費	7,695	5,413	13,108
2. 施 設 費		50,110	77	50,187
	1. 施 設 費	50,110	77	50,187
4. 諸 支 出 金		47,540	324	47,864
	1. 繰 出 金	47,540	324	47,864
歳 出 合 計		106,365	5,814	112,179

令和５年度豊岡市太陽光発電事業特別会計
補正予算（第２号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入	99,486	△1,143	98,343
3. 繰越金	1	6,957	6,958
歳入合計	106,365	5,814	112,179

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	7,695	5,413	13,108
2. 施 設 費	50,110	77	50,187
4. 諸 支 出 金	47,540	324	47,864
歳 出 合 計	106,365	5,814	112,179

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			5,413
			77
			324
0	0	0	5,814

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産売却収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 生 産 物 売 払 収 入	99,396	△1,143	98,253
計	99,396	△1,143	98,253

(款) 3. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 繰 越 金	1	6,957	6,958
計	1	6,957	6,958

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 生産物売払収入	△1,143	電力売払収入 △1,143 山宮地場太陽光発電 △1,143

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 繰越金	6,957	前年度繰越金 6,957

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 基 金 積 立 金	7,538	5,413	12,951				5,413
計	7,695	5,413	13,108				5,413

(款) 2. 施設費

(項) 1. 施設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	50,110	77	50,187				77
計	50,110	77	50,187				77

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般会計繰出金	47,540	324	47,864				324
計	47,540	324	47,864				324

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24. 積 立 金	5,413	基金積立金 【コウノトリ共生課】 5,413 太陽光発電事業基金積立金 5,413

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11. 役 務 費	77	竹貫地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 77 手数料 77

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27. 繰 出 金	324	一般会計繰出金 【コウノトリ共生課】 324 一般会計繰出金 324

令和5年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度豊岡市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,505,695 千円	5,248 千円	1,510,943 千円

（収益的收入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,218,414 千円	5,629 千円	2,224,043 千円
第1項 営業費用	1,992,175 千円	5,604 千円	1,997,779 千円
第2項 営業外費用	207,188 千円	25 千円	207,213 千円

（資本的收入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額

1,537,802 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,839 千円、過年度分損益勘定留保資金 301,649 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,029,970 千円及び建設改良積立金 88,344 千円」を、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1,543,050 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,835 千円、過年度分損益勘定留保資金 312,373 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,029,970 千円及び建設改良積立金 82,872千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	2,493,528 千円	5,248 千円	2,498,776 千円
第1項 建設改良費	1,510,484 千円	5,248 千円	1,515,732 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	138,040 千円	10,153 千円	148,193 千円

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和 5 年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第 1 号) に関する説明書

令和5年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,218,414	5,629	2,224,043			
1 営業費用	1,992,175	5,604	1,997,779			
05 原水及び浄水費	327,346	491	327,837			
				002 給料	232	一般職員
				003 手当	99	期末手当 54 勤勉手当 45
				004 法定福利費	160	共済組合負担金
10 配水及び給水費	198,944	△ 472	198,472			
				002 給料	29	一般職員
				003 手当	△ 364	住居手当 △ 336 通勤手当 △ 28
				004 法定福利費	△ 137	共済組合負担金
20 総係費	175,646	5,585	181,231			
				002 給料	1,787	一般職員 1,830 パートタイ ム職員 △ 43
				003 手当	2,487	扶養手当 240 住居手当 336 通勤手当 △ 190 通勤手当 △ 17 (パート) 管理職手当 755 期末手当 635 勤勉手当 488 児童手当 240
				004 法定福利費	612	共済組合負担金 624 社会(健保・厚 △ 12 年)保険料
				005 厚生福利費	699	兵庫県退職手当 690 組合負担金 職員互助会負担 9 金
2 営業外費用	207,188	25	207,213			
15 消費税及び地方消費税	36,534	25	36,559			
				155 消費税及び地方消費税	25	

資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	2,493,528	5,248	2,498,776			
1 建設改良費	1,510,484	5,248	1,515,732			
05 配水施設費	1,505,695	5,248	1,510,943			
				002 給料	2,358	一般職員
				003 手当	1,912	扶養手当 420 通勤手当 △ 38 期末手当 838 勤勉手当 452 児童手当 240
				004 法定福利費	978	共済組合負担金

令和5年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	252,816
減価償却費	1,142,889
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	728
長期前受金戻入額	△ 258,920
受取利息及び受取配当金	△ 1,000
支払利息	150,979
固定資産除却損	146,000
未収金の増減額 (△は増加)	△ 45,398
未払金の増減額 (△は減少)	△ 68,498
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 2,228
小計	1,317,368
利息及び配当金の受取額	1,000
利息の支払額	△ 150,979
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,167,389

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,152,247
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	126,542
負担金による収入	53,745
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,971,958

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	678,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 983,044
他会計からの出資による収入	160,198
豊岡市奨学基金への支出	△ 300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 144,246

資金増加額	△ 948,815
資金期首残高	3,532,809
資金期末残高	2,583,994

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 16	89	55,001	28,601	83,691	17,909	101,600
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,963	14,437	38,400	8,193	46,593
	合 計	10	() 22	89	78,964	43,038	122,091	26,102	148,193
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 16	89	52,953	26,379	79,421	17,274	96,695
	資本勘定 支弁職員		() 6		21,605	12,525	34,130	7,215	41,345
	合 計	10	() 22	89	74,558	38,904	113,551	24,489	138,040
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	2,048	2,222	4,270	635	4,905
	資本勘定 支弁職員		() 0		2,358	1,912	4,270	978	5,248
	合 計	0	() 0	0	4,406	4,134	8,540	1,613	10,153

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,352	941	1,464			5,456
	補正前	1,692	941	1,737			5,456
	比 較	660	0	△ 273			0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,329	17,052	13,044	1,400	
	補正前		574	15,525	12,059	920	
	比 較		755	1,527	985	480	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 14	89	51,453	27,734	79,276	17,135	96,411
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,963	14,437	38,400	8,193	46,593
	合 計	10	() 20	89	75,416	42,171	117,676	25,328	143,004
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 14	89	49,362	25,495	74,946	16,488	91,434
	資本勘定 支弁職員		() 6		21,605	12,525	34,130	7,215	41,345
	合 計	10	() 20	89	70,967	38,020	109,076	23,703	132,779
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	2,091	2,239	4,330	647	4,977
	資本勘定 支弁職員		() 0		2,358	1,912	4,270	978	5,248
	合 計	0	() 0	0	4,449	4,151	8,600	1,625	10,225

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,352	941	1,317			5,456
	補 正 前	1,692	941	1,573			5,456
	比 較	660	0	△ 256			0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後		1,329	16,332	13,044	1,400	
	補 正 前		574	14,805	12,059	920	
	比 較		755	1,527	985	480	

(2) 会計年度任用職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定 支弁職員		2		3,548	867	4,415	774	5,189
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		2		3,548	867	4,415	774	5,189
補 正 前	損益勘定 支弁職員		2		3,591	884	4,475	786	5,261
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		2		3,591	884	4,475	786	5,261
比 較	損益勘定 支弁職員		0		△ 43	△ 17	△ 60	△ 12	△ 72
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		0		△ 43	△ 17	△ 60	△ 12	△ 72

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後			147			
	補 正 前			164			
	比 較			△ 17			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後			720			
	補 正 前			720			
	比 較			0			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	4,406	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	4,406	職員の変動によるもの 4,406 千円	職員数の異動状況 補正後 22 人 補正前 22 人 増 減 0 人
職員手当	4,134	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	4,134	扶養手当 660 千円 住居手当 0 千円 通勤手当 △ 273 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 755 千円 期末手当 1,527 千円 勤勉手当 985 千円 児童手当 480 千円	

令和5年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和6年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 696,202

ロ 建 物 2,000,690

減価償却累計額 △ 1,035,361 965,329

ハ 構 築 物 34,577,532

減価償却累計額 △ 17,420,827 17,156,705

ニ 機械及び装置 9,947,735

減価償却累計額 △ 7,162,960 2,784,775

ホ 車両及び運搬具 19,023

減価償却累計額 △ 18,072 951

ヘ 工具器具及び備品 99,902

減価償却累計額 △ 85,837 14,065

ト 建設仮勘定 1,213,128

有形固定資産合計 22,831,155

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権 2,268

ロ その他無形固定資産 172,876

無形固定資産合計 175,144

固定資産合計 23,006,299

2 流 動 資 産

(1) 現金預金 2,583,994

(2) 未収金 436,791

貸倒引当金 △ 11,142 425,649

(3) 貯蔵品 22,284

(4) 前払金 958

(5) その他流動資産 61

流動資産合計 3,032,946

資産合計 26,039,245

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

8,832,002

企業債合計

8,832,002

固定負債合計

8,832,002

4 流 動 負 債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

954,392

企業債合計

954,392

(2) 未払金

261,008

(3) 引当金

イ 賞与引当金

9,195

ロ 法定福利費引当金

1,769

引当金合計

10,964

(4) その他流動負債

3,403

流動負債合計

1,229,767

5 繰 延 収 益

長期前受金

11,819,490

収益化累計額

△ 6,985,779

繰延収益合計

4,833,711

負債合計

14,895,480

資 本 の 部

6 資 本 金

7,838,043

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

18,564

ロ 国庫（県）補助金

52,302

ハ 一般会計補助金

2,816

ニ 工事負担金

75,532

ホ その他資本剰余金

161,627

資本剰余金合計

310,841

(2) 利益剰余金

イ 建設改良積立金

161,657

ロ 資産維持積立金

866,600

ハ 当年度未処分利益剰余金

1,966,624

利益剰余金合計

2,994,881

剰余金合計

3,305,722

資本合計

11,143,765

負債資本合計

26,039,245

第102号議案

令和4年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度豊岡市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

第103号議案

令和４年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和４年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月１日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

第104号議案

令和４年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和４年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月１日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

第105号議案

令和４年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和４年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月１日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

第106号議案

令和４年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和４年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月１日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

第107号議案

令和4年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

第108号議案

令和４年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和４年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月１日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

第109号議案

令和4年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

第110号議案

令和４年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和４年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月１日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

第111号議案

令和４年度豊岡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和４年度豊岡市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月１日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

第112号議案

令和４年度豊岡市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和４年度豊岡市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月１日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

